

平成 2 6 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成26年第2回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6月10日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 	
6月11日	水	休 会		
6月12日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） 	
6月13日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （報告第1号、承認第2号～第4号、議案第29号） ・発議第2号 ・組合議会報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提 出 議 案 等

(平成26年6月10日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成25年度西原村一般会計補正予算(第8号)について」
- 議案第29号 平成26年度西原村一般会計補正予算(第1号)について

(平成26年6月12日提出)

(一般質問)

- 1番 山下一義君 2番 中西義信君 3番 田島敬一君

目 次

第1号(6月10日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(報告第1号・承認第2号～4号 ・議案第29号)	6
日程第 5 休会の件について	7
散会	8

第2号(6月12日)

議事日程第2号	9
応招議員氏名	10
出席議員氏名	11
事務局職員出席者	11
説明のため出席した者の職氏名	12
開 議	13
日程第 1 一般質問	13
(山下一義)	13
・再春館製薬所について	
・灰床地区開発問題についてその後の村の対応は	
(中西義信)	18
・高遊地区隣接の土地について	
・人口減少地の対策について	
・分煙室の設置について	
(田島敬一)	29
・地震防災の観点から立野ダムに反対すべきではな いか。	
・認知症対策に早期発見早期治療の取り組みを強め てはどうか。	
・成年後見制度適用希望家族と本人を行政としてど	

う支援するか。

散 会	3 8
第3号(6月13日)		
議事日程第3号	3 9
応招議員氏名	4 0
出席議員氏名	4 1
事務局職員出席者	4 1
説明のため出席した者の職氏名	4 2
開 議	4 3
日程第 1	報告第 1号 平成25年度西原村一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告について 4 3
日程第 2	承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「(専第2号)西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」 4 4
日程第 3	承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「(専第3号)西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」 4 9
日程第 4	承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「(専第4号)平成25年度西原村 一般会計補正予算(第8号)につい て」 5 5
日程第 5	議案第29号 平成26年度西原村一般会計補正予 算(第1号)について 5 9
日程第 6	委員会審査報告 6 7
日程第 7	発議第 2号 西原村議会会議規則第122条に伴 う議員派遣について 6 9
日程第 8	組合議会報告 6 9
日程第 9	委員会報告 7 0
日程第10	委員会閉会中の継続調査申し出について 7 2
閉 会	7 2
署 名	7 3

第 1 号 (6 月 1 0 日)

平成26年第2回西原村議会定例会会議録

平成26年6月10日、平成26年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年6月10日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号・承認第2号～4号・議案第29号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	平 方 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成26年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番議員、西口義充君、5番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月3日に行われました議会運営委員会で、本日10日より13日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より13日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第122条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る5月16日に阿蘇市町村議長会による市町村正副議長・常任委員長等の研修会がグリーンピア南阿蘇で開催され、熊本県町村議会議長会事務局長、古家陽介氏による「議会基本条例の目的と県内の状況について」という演題で講演が行われ、現在の全国の制定の状況から、今後の課題についてと、また、その後、議会運営に関する事例問題の解説もされ、大変参考になりました。

また、全国町村議長と副議長が一堂に会して、5月27日、28日の2日間、第39回町村議会議長・副議長研修会が東京の浜松町近くのメルパルクホールで開催され、「住民と歩む地方議会」と題して、江藤俊昭山梨学院大学教授により基調講演をしていただき、その後、「これからの町村議会のあり方」と題してシンポジウムが行われ、江藤教授がコーディネーター、近藤哲雄北海道大空町議会議長、奥津勝子神奈川県大磯町議会議長、原悟郎長野県南箕輪村議会議長、岩田重成熊本県御船町議会議長がパネリストとして各議会の取り組みを紹介され、参考になりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

平成26年第2回の西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、審議をしていただくことに厚く感謝を申し上げます。

第1回定例会において平成26年度当初予算を承認していただきましたが、新年度になって2カ月余りの各種行事、事業と、まずは順調に進めているところであります。しかしながら、灰床地区開発問題に関係する諸問題も後を絶たない状況でもあります。今後も、一つ一つ毅然たる態度で対応し、問題解決に向け努力をしてまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、村の活性化と発展のため、河原地区の衰退を防ぐため、特に地元河原地区の議員さんには、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、梅雨入りが6月2日発表され、大雨による災害が発生しやすい季節となり、大変心配されるところであります。ここ数年、本村においては大きな災害は発生しておりませんが、一昨年九州北部豪雨により、阿蘇を中心に大きな被害が発生しております。阿蘇の大災害を一つの教訓として、忘れてはならない自然災害の恐ろしさに即対応できるように、心の準備だけは強く持っていかなければならないと思うところであります。

村といたしましては、6月6日に実施しました災害対策会議及び水防連絡協議会において、危険箇所の確認を含め、区長さん、消防団をお願いしたところであります。特に消防団においては、消防広域化に伴う消火活動についても協議をしていただいたところであります。防災管理と大雨情報には細心の注意を払い、災害時の対応と機動力の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案の説明をさせていただきます。

報告第1号、平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告します事業といたしましては、民生費1件、農林水産業費2件、商工費1件、教育費2件、合わせて6件の事業です。翌年度繰越額といたしまして1億3,160万2,000円を計上しております。その財源といたしましては、未収入特定財源の国・県等補助金2,035万9,000円、地方債3,310万円、その他の特定財源1,321万6,000円及び一般財源6,492万7,000円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告させていただくものです。詳細につきましては、総務課長よりご報告申し上げます。

承認第2号、専決処分報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成26年度法律第4号）の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成26年度法律第4号）の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、繰越明許費の補正でございます。鳥子工業団地整備事業におきましては、用地購入手続等で年度内の土地購入が困難となり、早急に予算補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第29号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の西原村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,057万3,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、河原小学校の県教育委員会指定学校研究推進校補助に伴うものであります。歳出の主なものにつきましては、4月1日付で人事異動に伴う給料・職員手当・共済費等の補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会にご提案いたしました報告1件、承認3件、議案1件の合計5件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日11日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は6月12日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時11分 散 会

第 2 号 (6 月 1 2 日)

平成26年第2回西原村議会定例会会議録

平成26年6月12日、平成26年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年6月12日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問（3名）

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	平 方 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月3日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、山下一義君。件数2件、発言を許します。

（6番議員 山下一義君 登壇 質問）

○6番議員（山下一義君）6番議員、山下です。きょうは先般通告しておりました2件の質問について、村長のほうに答弁を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1件目でありますけれども、毎年4月末に開催されております再春館製薬所キューネット主催によります笑顔で歩こう走ろう大会が、4月24日の新聞等において今回が最後と報道されております。この件に関して村長もご存じであると思われませんが、今回の報道について質問させていただきます。

まず初めに、今回が最後ということについて、西原村に、あるいは事前に相談があったのか、また、あったということであれば、いつごろ村に報告があったのか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）山下議員の質問でございますけれども、キューネット笑顔で歩こう走ろう大会が今年で最後ということで、その経緯ということでございます。

1999年、くまもと未来国体が開催をされました。ゴルフ競技が初めて公式競技として本村のグランドチャンピオンゴルフ場で開催をされております。同じ年の平成11年1月1日、村と再春館製薬所の間で、下あげ4集落同意のもと土地賃貸借契約書が交わされております。そして、翌年の平成12年から笑顔で歩こう走ろうが始まっていると記憶をしております。

以来、本年で15回目を迎えたところであります。その間、毎年ゲストの充実、そして、参加者も増加し、今年も4,000人以上の方が参加されたというふうにお聞きをしております。家族で気軽に参加でき、子どもから大人まで楽しめ、高橋尚子さん、野口みずきさん、荻原次晴さんといった豪華なゲスト

の参加もあり、毎年多くの方が参加され、西原村の自然を満喫されていた大会だと思っております。

今年も、先ほど申されましたように、4月26日再春館パークで、なかよしふれあいウォーキング大会、花いっぱいふれあいジョギング大会、クロスカントリー選手権が実施をされたところであります。

今年で開催15回目と回を重ねてきた大会ですが、今年で最後であると初めて知ったのは、テレビ等で「ラストランです」というコマーシャルを通じてでありました。そのとき、自分の耳を疑ったところでもありますけれども、そうか、今年で最後なのかなというふうに思ったところであります。

その間、役場にも、今年で終わるのですかとお尋ねの電話が数回あつておりましたが、正式に最後という申し出があつておりませんでしたので、職員が、テレビで放送されているので間違いないでしょうと対応したというふうにお聞きをしております。

キューネットさんから正式に今年で最後ですよと報告があつたのは、参加申し込み締め切りの11日後で、開催9日前の4月17日、役場に来られ、15回目の節目であり、キューネットの社名も多くの方に知っていただいたので、今年をもって大会を終了しますと説明をされただけで、そのほかの詳しい経緯は直接聞いておりません。

これまで、毎年多くの方が西原村に来られておりますので、残念な気もしますが、会社の方針でございますので、仕方がないことだと思っておりますのでございます。

1回目、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）どうぞ。

○6番議員（山下一義君）それでは、今、村長の答弁のほうで、今回が大会が15回目と伺っております。最終回が15回ということで、単なる節目なのか、また、社名が広く周知できたのでラストランとなったのか、今、村長のほうからお伺いしましたけれども、そのほかに考える点としてはないのか。

例えば、開氏の土地取得に再春館の名前を使われたからではないのか、これはあくまでも臆測でありまして、それから、また、歩こう走ろう大会が最後ということで、この大会がなくなれば、再春館さんのほうから今後あの土地を返すということは考えられないのか、今、歩こう走ろう会のお花のパークの周辺の歩道、そういうところを整備されておりましたけれども、そういうところも、今後、歩こう走ろう大会がなければ、そういうところも意味不明となりますから、そういうところを、村長のほうに今後どのような対応をされていくのかお伺いしたいと思います。考えられておるのか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに議員が申されますように、今回の民有地買収において、河原地区の住民集会の中で、灰床地区の住民の人が申されましたよう

に、再春館が利用するので売ってくれないかということであったので、売却に応じたという発言がっております。

このように、再春館が利用するのであるならばと思って売却された方も多くおられると、聞くところでもございます。しかし、再春館に尋ねてみますと、土地買収の件は全然関係ないということで、誰をどう信じていいかわからないものでございました。ただ、買収時に再春館の名前が利用されたのは、売却された住民の発言からも事実であるというふうに思っております。

議員が申されますように、今回でキューネット歩こう走ろう大会が最後になる原因が、灰床地区における土地買収と関係するのではないかとのお尋ねでございますが、確かに、再春館製薬所、全国に向けコマーシャルを放送するなど、義理と信頼とイメージを大切にされる会社であります。村有地を借り、大会を実施しているその隣接地が会社の名前を利用して買収が進められたと言われたことで、関係ないとすれば、再春館にとって甚だ迷惑千万なことであり、ラストランの決断の大きな要因の一つになったのではないかと推測もされます。

また、これとあわせて、隣接地が新興宗教団体と関わりのある人物が進出計画をしているということで、イメージ的に会社にとってマイナスになると判断されてのことであったかもしれません。

しかしながら、こうした見方をこれまでの経緯、事実に基づいて判断すれば、考えられることではありますが、あくまでも臆測にすぎないというふうに思います。いずれにしましても、正確なところは私どもにはわからないことであり、全てがキューネットさんのご判断、そしてまた方針でありますので、私どもが口を挟むものではないというふうに思っております。

再春館パークの土地を返すことは考えられないかということではありますが、再春館パークの今後の土地返却についてでございますが、今年の2月18日の臨時会におきまして議決をしていただき、土地賃貸借契約を締結したところでございます。山下議員もご存じのとおり、契約期間は平成50年12月末日で、以降、10年ごとに更新ができることとなっております。

土地の使用目的は、観光開発及び自然公園事業並びに太陽光発電事業の用途に供すると、使用するというふうになっております。笑顔で歩こう走ろう大会は今年で最後ということもございますが、大がかりな太陽光発電の設置もされておりますので、再春館パークの土地利用につきましても、引き続き再春館製薬所のイメージに沿った管理をしていただけるものというふうに思っております。

今後、再春館製薬所側から、事業計画等のお話があれば、議会、地元住民の方にご報告をさせていただきたいというふうに思います。再春館パークのあの土地、約50haほどございますけれども、今後どのような形態で利用されるのか、全く今のところはわかりません。私どもは今年契約したばかりでこ

ございますので、契約書の内容に沿って利用していただけるものというふうに思っております。以上です。

○6番議員（山下一義君）ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。

○6番議員（山下一義君）はい。では、2問目の質問に入ります。

今年の2月16日に区長、有志主催による灰床地区開発問題に関する説明会が開催され、住民、行政、議会三位一体となった西原村を守る会が発足して約4カ月が経過しております。

その間、住民の皆様から、その後の現状はどうなっているのか、その後の対応策は村はどのようにしているのか、多くの住民の方々から不安の声を伺っております。

そこで、村長にお伺いいたします。行政として、灰床地区の問題ある開発行為に対し、村はこの間どのような対策をされたのか、また、今後どのような考えを持っておられるのか伺いたい。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）灰床地区開発問題について、その後の村の対応はという質問であるかと思えます。

灰床地区は、議員もご承知のとおり、国土交通省が指定した地すべり防止区域であります。去る6月6日開催されました西原村災害対策会議及び水防連絡協議会でも説明をいたしました。あそこの地区、横穴ボーリングを行い排水をしている地域でもございます。

昨年8月末の大雨に伴いまして、山林が全伐されたエリアにおいて土砂流出が発生し、下流域の田畑、そして用水路に土砂が堆積する被害が発生をいたしました。こうしたこともあり、9月の定例議会におきまして灰床地区の山林開発反対の決議を採択していただいたところであります。

その後、地域住民の方々が、当地区が地すべり防止区域であり、森林保全の推進をしてほしい旨の要望が地元からございました。これを受けまして、県とも協議をし、灰床地区の地すべり防止区域を中心に雨水が流れるおそれのある分水嶺、西原弁で言うとおばねですね、の南斜面から灰床集落背後までの区域において、森林の現状を鑑み、山地災害防止森林及び土壌保全維持増進森林として指定するため、本年2月に西原村森林整備計画の変更を決定し、関係者22名全ての方に通知をするとともに、公表をしたところでございます。

なお、指定森林の内容につきましては、杉、ヒノキ、クヌギ等につきまして、杉は40年で皆伐できるところを80年へ、ヒノキは45年で皆伐できるところを90年に、クヌギは10年で皆伐できるところを20年までとし、土砂流出災害の防止機能、土壌保全の機能等の維持・増進を図るため、長伐期施業を推進すべき森林として変更を行ったところであります。なお、間伐については

今までのとおりでございます。

さらに、平成25年度補正予算において、灰床地区の生活環境保全を図るため、土地購入費を予算措置させていただいたところでもございます。

また、再春館製菓所さんが賃貸されている村有地、村有原野に隣接のエリアにおいて、宗教団体寶珠宗寶珠会の本源である開氏所有の山林が全伐、そして開墾され、村有原野地及び隣接地が一体的に整地をされております。村有地境界線が明確にはわかりづらい状況であるため、本年度の当初予算において、村有地境界明示防護柵設置工事費の予算を計上させていただいております。

境界柵設置につきましては、隣接地との境界線を確認するため、境界確認を、今行っておりますが、現段階では目視によって境界ぐいの設置状態の有無、境界ぐいの有無の確認を行っているところでありまして、基準ぐいにつきましては、半数以上がその有無の確認ができない状態でもございます。境界ぐいにつきましても、7割以上のぐいが確認できない状態になっており、ぐいの確認ができて、これが露出や倒れたりした状態であり、境界ぐいとしての信頼性が失われているため、今後、境界線確認のための測量が必要であります。

再度基準ぐい確認のため、測量及び境界ぐいからの境界ぐい確認の測量を行うため、準備に取りかかっているところでございます。境界線確認ができ次第、境界明示防護柵設置工事に向け準備に取りかかる予定でもございます。一応、着工時期は梅雨明けごろになると考えております。

いつも申しますように、宗教団体が進出するとは断言できませんが、来ないという保証もございません。今後も、議会、西原村を守る会、住民の方々と一緒になって、灰床地区の開発には注視をしてみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目。

○6番議員（山下一義君）2回目、日本一の自然公園の計画である灰床地区に、元泉田議員が現職でおられた昨年12月、定例会前だと記憶しておりますが、泉田自然公園という看板を立てておられますが、この看板が立てられた経緯や意味、ところを村長にお伺いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）あそこに、もともとNPO法人の自然を守る会、日本一の自然公園をつくるということで話が来ておりましたけれども、私も確認したのはいつか定かではございませんけれども、確かに泉田自然公園という看板が立っております。

果たして何のための看板なのか、全く不可解でございまして、その意図が何であるのか検討がつかないというようなところで、何のために泉田自然公園に看板が変えられたのかわかりません。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○6番議員（山下一義君）私たちも、この議会を通じまして三位一体となって宗教団体を阻止する西原村を守る会を設立しております。

そのためにも、今、村長のほうからお伺いしましたように、森林法の改定、それから土地の購入、それからフェンス、そういったところを、これから私たちも、住民の皆さんにできるだけ安心されるように、そしてまた今後そういう進出がないように、西原村を守る会としましても、頑張らなくてはと思っていますから、行政のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）答弁よかですか。

○6番議員（山下一義君）はい、いいです。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、2番議員、中西義信君。件数3件、発言を許します。

（2番議員 中西義信君 登壇 質問）

○2番議員（中西義信君）2番議員、中西です。

私も先刻、今回の定例会に当たり質問を申し込みまして、それに沿って質問させていただきます。

まずは、高遊地区の隣接地の土地の移動についてです。

高遊西区の北にあります大津町の、これも関係があると見られる土地の件です。その近くに、先般、伐採やら整地やらされておりまして、地域住民の方も、昨年からの住民集会同様、やっぱりうわさだけではいけませんけれども、不安があるのは事実です。

どうもその整地をされた土地が、先般所有権が移転したのではないかというのを聞いております。村としてもどれぐらい把握しておられるのか、まず伺いたいです。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

高遊地区の隣接の土地についてという件で、中身としましては、あそこは大津地区でございますけれども、あのアースハートに関係があると見られる施設の東の土地が開俊久氏に移転をされていると。それに対し、大津町と西原村の協議をなされて、今後の対応はどう考えているかという質問の通告に沿って、お答えをさせていただきます。

今回この土地を購入した宗教団体寶珠宗寶珠会の本源である開氏は、以前佐賀市に泰道という団体を設立し、手かざし、いわゆるハンドパワーにもろもろの病気を治癒するという効果があるとして、ハンドパワーを売り物にして、福岡、佐賀、長崎、熊本等を中心に活動を展開してきた人物であるのはご存じだと思います。

ハンドパワーが存在するというを示すため、酒やジュースの味を自由自在に変えることができる、空に浮かぶ雲を自由自在に消すことができると宣伝し、家族が病気等で悩む人を中心に勧誘活動をして、組織の拡大を図ったと伺っております。

こうして拡大を続ける中で、入会時には140万円ほどの高額の金を集めたことが深刻な社会問題となり、元会員らが福岡、佐賀、長崎地裁に損害賠償請求訴訟を起こし、泰道側は完全敗訴したとも伺っております。この泰道は、訴訟継続中の平成9年3月に解散をいたしました。宗教団体寶珠宗寶珠会がその業務を引き継ぎ、現在、佐賀を拠点に活動しております。

高遊地区北の大津町にある土地を所有している医療法人財団太陽の丘の所在地は、株式会社アースハートの所在地と地名地番まで同一でございます。このアースハートはもと泰道の活動と極めて類似の活動内容で、しかも、このアースハートの創設者野中邦子氏はもともと泰道の幹部であった人物であり、この野中邦子氏は、アースハートにおいて泰道のやり方をほぼそのまま受け継ぎ、活動しているところであります。

こうした関係の中で、なぜこのアースハートと同一所在地にある医療法人財団太陽の丘が所有するところの近くで、泰道の創設者である開氏が土地を求めたのか、全く不可解でその意図が不明であります。申しあげましたように、既に解散した泰道において、開氏はそのトップ、野中氏は幹部であったというところから、この土地の取得が今後どう展開していくのか、厳しく注視していく必要があると思っております。

なお、土地購入されたのは、本年4月と伺っております。大津町大字岩坂字塚ノ西で、大津南部工業団地に隣接しており、灰床地区において開氏が行った土地購入の手法と全く同様な所有権移転であります。このようなことから、村としても大津町に出向き、情報交換を行ったところであります。今後密接な情報交換を行うようにしております。

また、もう一つ、大津町だけでなく、益城町においても同様な手順により、本年3月に開氏に所有権移転登記がなされております。面積は、それぞれ、大津町が6反を超える山林、益城町のほうは2町8反を超える山林と、2町1反を超える保安林となっております。

このような状況であります。西原村といたしましては、県を中心に、益城町、大津町と情報を共有する中で、土地の移動等を注視しているところであります。また、土地の所有権移転だけでなく、土地の形状変更等にも注視する必要があると思っております。今後、お互い情報共有を図り、地域の住民と一体となって監視をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、お願いします。

○2番議員（中西義信君）この件に関して、先ほどの質問から、協議の話は今

から2回目の質問で行こうと思っていたんですけども、村長のほうから先に言われまして、わざわざまた改めて言うことでもありませんけれども、やっぱり他町のことで筋違いとは思いましたけれども、そうやって益城町も含めて協議をなさっているということであるならば、要望をする予定ではございましたけれども、もう現実に行っているということで、そのまま継続して頑張ってもらえることを願います。

それでは、2番目の質問に行きます。人口減少地の対策についてと出しております。

今回は、人口減少のことばかりでいくならば、村全体のことだったと思うんですけども、もともと考えているのが、やっぱり高遊から河原地区をつないでおります辰口橋の件です。それを考えると、やっぱり大事な道路であるとともに、生活道路として、そしてその延長線上に人口減少対策といいますか、河原地区にも、今も道はあることはあります、益城町からもありますし、しかしながら、幹線道路として、空港もあるわけですから、そういうのを考えてセットとして人口減少も取り組めないものかなと思って出しております。

なぜなら、益城町や菊陽町が新聞に出ております。やっぱり深刻に考えているという気持ちがあるからだと思います。西原村も本当は、確かに私の地域も含めて人口が増えているところはありませんけれども、やっぱり減少しているところがあるのは事実で、どうにかしたいというのは皆さんの気持ちだと思いますし、私も思います。

村が何もしていないと思っているわけでもなく、河原地区に対する補助ですか、山西からいく補助とか、賃貸住宅に対する利子補給等、大体把握しているつもりです。しかしながら、ばらばらで、それが益城町や菊陽町さんのようにきちんとセットとしてのったわけではありません。ホームページも見ますけれども、そういうのが書いてあるわけでもありませんし、幾つか、これまで、全部をきちんと見たわけでもありませんけれども、広報西原も見ましたけれども、そういうのがきちんと枠の中におさめてあるというわけでもない。

果たしてこれでいいのかと思います。ましてや、今、第1番の質問で、山下議員も質問されていまして、残念ながら山の上で問題がどうのこうのというのが片一方であるわけで、そんな中、来ていただきたい、西原村はこうですよというのを言うに当たっても、きちんとした枠ではありませんけれども、それぞれの課を横断したようなきちんとしたパンフレットじゃありませんけれども、を独自に村としてもやっていいんじゃないかと思っています。

数年前だったと思っています。やっぱり新しい住民の方が来られるに当たって、もっと窓口、木戸口である役場できちんとした地域の実情をしたため

た紙を出していただくなるとても助かると言ったことはありますけれども、結局見せてもらったのは、本当に何か、西原に来たことに対する……。西原村としての、村としての対応する紙だけで、各ここの地域はこういうのがありますとかというのが出せない、出していないというのがありました。

ところが、実際、新聞にも見ますと、益城町あたりは、もうそういうのを来られる方に出すようにしてあると書いてありました。数年前からそういうのをやっていけば、うちの地域だけではなく、新しい方が来られたところは変ないざこざがなくスムーズに村民として入っていけるのではないかと思います。

そういった体制をきちんと整えていくなれば、新しい方々が来やすく、またPRといいますか、そういうのもやっていくなればいいのではないかと考えて、西原村独自の、やっぱり益城町や菊陽町に負けず、つくっていくべきではないかと考えて質問したわけです。いかが思われますか、村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに大津町にしろ、菊陽町にしろ、益城町にしろ、いろんな対策がなされております。

今回のお尋ね、村独自の定住促進の補助制度を講じる考えはあるのかという2問目の質問でございますが、質問にお答えする前に、西原村の人口の動向につきまして若干お話をさせていただきたいというふうに思います。

本村の人口につきましては、旧山西村と河原村が合併し、昭和35年以降、昭和58年までの23年間、毎年人口減少が続きましたが、昭和59年からは増加に転じ、特に昭和60年、第二空港線が全線開通したことにより、熊本市までの時間が大幅に短縮された効果や、本村が有する豊かな自然環境も大きな魅力の一つとなって、転入者を中心に増加をしております。熊本市のベッドタウンともなっております。

一時期5,000人を割った人口も、先月末で7,110人に達し、今も増加が続いております。調べてみますと、村という自治体で人口が増加を続けているのは、九州の中で私どものこの西原村だけでございます。そういう状況でございます。また、村の将来人口につきましても、昨年3月、国の機関が公表しました30年後の人口推計において、県全体で約35万人が減少する中、県内45市町村のうち、人口が増える自治体は、菊陽町、大津町、合志市、そして、私どもの西原村の4市町村に限られているということでございます。

このように、村全体としての人口は増加を続けておりますが、この増加の要因は、高遊地区を中心に新興住宅地でありまして、河原地区など中山間地を含む既存の集落におきましては、高齢化率も高く少子化も進んでいる状況で、大変憂慮しているところでもあります。

こうした中で、現在、村全体としての少子化対策、定住促進対策について申し上げますと、ご承知のように、昨年子ども医療費の無料化の助成対

象を15歳、中学3年生までに拡大したところでございます。また、同じく、昨年度、保育園の待機児童解消として、民間保育園阿蘇こうのとり保育園の開園にこぎつけたところでございます。さらには、定住促進に不可欠と言えます光ブロードバンドの整備を完成し、村内全域をカバーすることとなったところでございます。

また、議員も申されましたように、河原地区を対象とします対策といたしましては、賃貸住宅建設融資にかかわる利子補給、河原小学校へ通学する児童の賃貸住宅への家賃補助金の支給、河原校区外から河原小学校へ通学する児童に対する補助金の支給、河原小に転入児童のうち、親族と同居し通学する児童に対する補助金の支給、今、申し上げました4つの施策を河原校区に限定して現在対策を講じているところでございます。

この4つの対策の内容につきましては、今どのような状況にあるのかを含め、担当課からそれぞれ説明をさせていただきます。中西議員がご質問の中で、ほかの市町村の定住促進のための補助制度を幾つか、今、導入の自治体があると紹介されておりますが、各市町村ともそれぞれの地域の特別な事情、背景を踏まえての補助制度と思っております。そのようなことで、私どもの西原村、特に河原校区の地域事情等からどういった少子化対策が、そして定住促進対策が有効であるかを念頭に入れまして、現在実施しております施策の検証も含めて、今後十分検討してまいりたいというふうに思います。

なお、議会におかれましても、河原校区活性化対策特別委員会を中心に対策を検討していただき、執行部、議会一体となって、定住促進を推進していくならばというふうに思っておりますので、どうか今後ともご指導いただけますようお願いいたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）課長の答弁求めますか。

総務課長。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 答弁）

○総務課長（泉田元宏君）それでは、総務課関係でございますけれども、西原村賃貸住宅建築融資に係る利子補給についてでございます。

ご存じのとおり、河原校区内に賃貸住宅を建設するため、必要な資金の融資を受けた場合、村のほうはその融資に係る利子の一部を補助いたしております。この、補助することによりまして、河原校区内に賃貸住宅建築を促し、少子化の防止、活性化を図ることを目的に条例が制定されております。

利子補給の期間は、融資を受けた日の属する月から10年間でございまして、平成27年度までに融資を受け、村長に申請した資金ということになっております。この利子補給の額は、年利子に換算した場合、4%を限度とし、融資金の限度額は5,000万円となっております。現在この利子補給を受けておられる方は3名です。平成25年度の利子補給額は139万円ほどでございます。

この利子補給に関する条例につきましては、平成27年度まで5年間延長さ

れております。平成27年度の最終年度において、条例の存続等について審査機関で協議をしていただくことになっております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

（教育課長 塚元利文君 登壇 答弁）

○教育課長（塚元利文君）河原小学校区児童の確保のための3つの制度についてご説明いたします。

まず1つ目は、西原村賃貸住宅の補助に関する条例による補助でございます。これは、河原校区以外の地域で児童を扶養されていた方が、その児童とともに河原小学校校区内の賃貸住宅に入居される場合に、村がその家賃の一部を補助する制度でございます。平成13年4月1日より適用しておりまして、補助金額は、児童1人につき月額1万円で、家賃額を限度としております。平成26年度は6世帯、9名の方が該当しております。

2つ目は、河原小学校に転入児童のうち、校区内の親族等と同居する者への就学費補助に関する実施要綱による補助でございます。この制度は、河原小学校校区外にお住まいの方の児童が、校区内の親族と、例えば祖父母と同居し河原小学校へ通学される場合に、児童1人当たり1万円を限度に補助する制度でございます。この要綱は平成13年4月1日適用しており、平成18年度に1名の児童の該当がありましたが、その後は該当者がありません。

最後は、河原小学校の児童の減少を防止する要綱による補助でございます。この要綱は平成16年4月1日より適用されており、補助金額は、他の制度と同じく児童1人当たり1万円を限度としております。当初は、河原小学校に通学する児童を受け入れた世帯の世帯主に対する補助を行ってまいりました。いわゆる里親さんへの補助になってくるかと思っております。平成18年度までは対象児童が4名おりましたが、その後申請が上がっておりません。しかし、要綱の改正により、平成25年4月1日より校区外通学する児童の保護者への補助も含めましたところ、申請が増え、平成26年におきましては9世帯9名の児童が該当しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目、いいですか。

○2番議員（中西義信君）はい、ありがとうございます。

私なりにも考えまして、いろいろ思ってきたんですけども、もっととことんこのことはやっていきたいと思っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、やっぱり河原地区の生活道路を考えたら、辰口橋がとても必要ではないかというのがありますので、そちらの方面はまた次回質問させていただくとして、橋のほうに移りたいと思います。

やっぱりこれまでこの議会においても何度か、きちんと把握はしてありませんけれども、質問があつてきたと思います。今、既設道路として空港の下から堂園小森線に対して県が拡張を、特に上益城振興局が本腰でやってくる

と聞いております。また、益城町も今、農免道路を境に空港の南からグランメッセまで拡張工事をやっております。そんな中、また大津町も南部工業団地に向けて、岩坂のほうから、すみません、そこらあたりから道路を上げるというのを伺っております。

当西原村においても、辰口橋がきちんと架け替えができるのであるならば、すぐに道路とまではいかなくても、人間、通りやすい橋ができるといったばかりでやっぱり人の流れは変わっていきますし、住宅促進にもなると思っています。また、10日のときに挨拶でも言われました、いつ起こるかかわからない未曾有の自然災害というのに対して万全な橋かということ、全くそうじゃないと思っています。

昔みたいにとても、バブルのころだったんでしょうか、すごい計画の道路をつくろうかという話もあった様に伺っています。そこまではなくても、やっぱり必要性としては、11tの大型車が通れないような看板を立ててあるような橋が、幹線道路といいますか、河原からの空港方面につないである道路としてはいかなものかと思っております。計画でもやっていこうという考えはないのでしょうか、伺いたいです。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）質問内容、人口減少の対策の中で、辰口橋の橋の架け替え、それに取り組むことが大事ではないかという内容の質問であると思いますが、中西議員が言われますように、過去に渡邊元議員が1回、西村元議員が3回、一般質問をされております。

一番最近では、平成22年第1回定例会において、西村議員より橋の有効幅員も狭く、重量制限も11tまでと規制がなされており、今後の辰口橋の改修、また耐震、強度等に対する対策はどのように考えているのかというお尋ねでございました。

辰口橋が架かります村道田中高遊線につきましては、議員が今、申されましたように、接続しております県道堂園小森線から河原地区への主要道路でもございます。村といたしましても、今、道路拡幅工事、カーブの部分改良、最近では、残されておりましたU字溝の部分の道路側溝への改良工事、舗装の打ちかえ工事と、河原地区への主要道路としての整備を行ってきたところでございます。また、幾分かの改良が必要な箇所があるかもしれませんが、残すところは確かに辰口橋の改修あるいは架け替え工事というふうに思っております。

当時、西村元議員にも答弁しておりますけれども、当時、平成21年度に策定いたしました調査の対象橋梁、橋の長さが15m以上で全部で20橋ございます。それに対して、西原村橋梁長寿命化計画によりますと、その20の橋に対しまして、緊急に維持・修繕が必要な橋梁は該当なしということでございました、21年度は、です。

この橋梁長寿命化修繕計画策定に際しましては、専門知識を有する学識経験者として熊本大学の大学院の山尾教授から意見聴取を、当時実施しているところでございます。村といたしましても、5年おきの橋梁点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を作成し、ホームページにも公表をしております。

昨年度、業務委託を実施し、村が管理します15m以下の橋と合わせまして村内の62の橋の健全度を調査し、近い将来一斉に架け替え時期を迎えることが予想されます。これらの高齢化を迎える橋梁群に対して、将来の、悪くなったら補修する対処療法型方式の維持・管理を続けた場合、橋梁の修繕、架け替えに要する費用がかなりの額に増大するということが予想をされます。

このような背景から、より計画的な橋梁の維持・管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁寿命を延ばすことを目標とし、修繕、架け替えに要する経費の縮減を図り、損傷が大きくなる前に計画的に予防的な対策を行い、長持ちさせる予防保全型方式への転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要があります。

そこで、本村は、将来的な財政負担の軽減及び道路交通の安全性の確保を図るため、橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。辰口橋に関しましては昭和30年3月に竣工しております。58年が経過しようとしております。竣工当時は設計荷重は9 tで、その後、平成2年に1,600万円程かけて、補修、補強工事を行っておりますが、それでも、診断の結果、荷重11 tまでということで、現在も重量制限を行っております。

昨年実施しました橋梁15m以下の橋梁1点検と合わせ、本年度予算におきまして、点検に基づく橋梁の健全度検診を4段階で行うこととなっております。診断は、まず1番目に、健全という診断があった場合は、構造物の機能に支障が生じないという状況が健全ということであります。2番目に、予防・保全段階は、機能に支障はないが、予防・保全の観点で措置を講じることが望ましい状態と。次に、早期措置段階ということがあります。それは、機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。そして4番目に、緊急措置段階。構造物の機能に支障が生じているため緊急に措置を講ずるべき状態という、以上4段階の検診を行います。

診断の結果次第では、ひょっとすると緊急に処置を講ずるべき状態に該当するかもしれませんが、5年前の長寿命化修繕計画におきましても、平成27年度から平成28年度にかけて、伸縮装置の取りかえ、舗装の打ちかえ、床版防水工及びひび割れ注入といった策が必要と診断が出ております。費用といたしましては、当時の試算で3,500万円から、修繕が若干遅れますと4,000万円程かかるという予測が出ております。

また、架け替えとなれば、今の橋の幅員が現在4.2mであります。離合できるように6 m以上の幅員を確保し、現在橋脚が1本あります。災害時には流木が堆積しないよう、橋脚なしの橋を架ける必要があると思います。それ

から、既存の橋の取り壊し等を考えますと、工事費として2億円近くの費用がかかるのではないかと、今、考えております。

補修、架け替えをいたしましても、本年度発注します4段階診断結果に基づいて、計画、実施を行いませんと、補助金の対象になりません。補助金額といたしましては、事業費の55%、残りは地方債等で実施をしなければなりません。

なお、先ほど申されましたように、県道堂園小森線の益城区間におきましても、本年度から用地交渉に入られるのではないかと思います。西原村の区間におきましても、昨年度繰り越しによります改良工事が、ナフコさん前まで、電柱移設等で着工がおくれておりますが、間もなく着工されると。これはもう入札も終わっておりますので、着工されると思われまます。本年度も1億7,000万円の予算をつけていただいておりますので、西校区——今、中校区をやっておりますので、西校区の用地交渉も着手される予定となっております。

また、先ほど申されましたように、益城町が進めております道路改良におきましても、堂園小森線から阿蘇熊本空港への接続道路を、農免道路から計画をされております。堂園小森線及び益城町の道路改良が完成したならば、確かに議員がおっしゃるとおり、人の流れ、車の流れも大変影響するかもしれませんが、どこまで影響するか予測もしがたいところでもございます。道路は、地域の活性化だけでなく、医療、福祉、経済発展のためにも整備をしていかななくてはならないということは十分理解をしているところでございます。

したがいまして、橋梁の健全度診断で出た結果を踏まえて検討をしていくなればと考えておりますので、平成26年度からの、通告にありましたように、第5次西原村総合計画ではなく、橋梁の定期点検と診断が義務化されましたので、こちらの診断結果に基づいて整備をしていくなればというふうに考えております。ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目。

○2番議員（中西義信君）議員としての立場からすると、金銭的な問題を言われますと、少しでも少なくなったほうがいいというのが片一方であるわけだから、なかなか言いづらいところではありますけれども、やっぱり、車と車が両方から来た場合に、離合して行かなければならない橋であります。

やっぱり女性や年配の方の運転も今から増えるわけで、そういったことを考えると、やっぱりどうしても取り組んでいただきたいというのを念頭に、今日まで来ましたが、その検査に受かったほうがいいという言葉もまた難しいところで、しばらくは様子を見ながら、でも計画そのものは、今後念頭から外していただきたくないと思っています。

もう1つありますので、次に移ります。分煙室問題です。

昨年質問しまして、また、その前後には、質問の前には、正面玄関等も取り除いていただきまして、よかったと思っています。村民の方々もまだまだ不十分と思われる方もおられると思われませんが、それなりに行動はされて、違う場所で設置をされて、悪くはないと思っています。

しかしながら、私は、庁舎内だろうとも、分煙室をつくれば、県庁やほかの行政機関もあるわけですから、うちだけがそういうのを初めてするのであるならばまた問題でしょうけれども、やっぱりお互い気持ちよく仕事に取り組める環境、その場しのぎではなくて本格的なやつを、予算がなるものと思っておりましたら、いざ4月になったら、予算まではなっておりませんでした。本格的に考えていいのではないかと思います、いかがでしょうか、その点。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今の質問に答える前に、先ほどの件でございすけれども、村内62の橋がございす。そして、昨年度は15m以下の橋梁一時点検をさせていただいて、今年がその健全度診断ということで、先ほど申しました4段階をやりますので、その中で、多分、辰口橋は優先的に言うならば、一番早い優先順位になりはしないかなというふうに思っております。

要するに、11t以下の重量制限を設けておりますので、どうなるかわかりませんが、そのような思いでおるところでございすので、しないわけじゃございせんので、順次やっていかんと、一度にまとめて橋の架け替えというのは財政的に厳しゅうございすので、できるところから進めていくならばというふうに思っております。

それから、分煙室の設置についてでございすが、中西議員の住民の健康について関心の高いところを感じていただいて、ありがたい質問でございすけれども、確かに目安箱に30歳の女性の方から、役場はいつもたばこのにおいが充満しており、分煙対策をお願いしますといったご意見がございました。

ご承知のとおり、平成25年度末ぐらいまでは役場玄関前に来客する方のために灰皿を設置していたため、玄関の自動ドアが開くとき、たばこのにおいが庁舎内に入り込んできたかというふうに思っておりますが、灰皿撤去後は、玄関から煙やにおいが入ることはなくなったというふうに思っております。数名の女性職員に、入り口でたばこのにおいがするか確認をしたことがありますけれども、たばこのにおいはしないということであります。玄関ということで、この目安箱に入っておりますので、たばこのにおいはしないという職員の、女性職員です、たばこを吸わない。

現在、役場庁舎内は灰皿を全て撤去しておりますけれども、庁舎外、先ほど申されました東のほうに喫煙所を設けております。中学校の運動場からも見えますので、見えないように壁をつくって一応配慮はしているつもりでござ

ざいます。喫煙所から庁舎内に煙やにおいが入らないよう、一応配慮しているところではありますが、たばこを吸わない方の受動喫煙防止に、今後取り組んでいきたいというふうには思っております。

しかしながら、たばこを吸う職員、あるいは、たばこを吸われる方が来庁されたとき、服や髪についたたばこのにおいまでは、完全にこれは消すことは厳しいかというふうに思います。今回、今、役場庁舎東側に喫煙所を設置しておりますので、以前に比べたら、室内禁煙となりましてかなり改善はされていると思います。

そういったことで、東につくっておりますので、今しばらく様子を見させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○2番議員（中西義信君）では、もう一度行きます。

その前、橋の話をされましたので、やっぱり一言だけ言わせていただきますと、西原村全体を循環して回るといった思いで見るとなれば、あそこで離合をしたりしなければいけないというところで、気持ちよく動けません。そういったところも、やっぱり幹線道路とは思っています。きっかけにはなると思っています。

では、喫煙の問題ですけれども、私が言いたいのは、その場しのぎではなくて、もちろん吸わない方も含めて色々な意見を聞かれて、きちんとした場所に設置をされていいのではないかと思っています。ただ単に、好きなたばこを吸う方々だけで決めるのではなく、お互いの理解を得られていくなれば、庁舎内でもいいと思っております。部屋をつくる工面はされてもいいと思っております。

また、前回も言いましたが、やっぱり役場に来る方も、現場で、役場の職員さんで働く人も、泥長靴とかで帰ってくるときもあるわけで、その方々が気楽に吸える場所ももちろんあっていいと思っております。また、お客も来るわけだから、きちんとした場所もあっていいと思っております。もう、今の時代ですから、真摯にやっぱり検討していただきたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）役場の東側に、今、一応喫煙所とつくっておりますけれども、あれも、どこにしようか、ここにしようかと、大分庁舎内で検討をしたところでございますけれども、なかなか部屋がないというか、場所を、喫煙所をつくるスペースがなかなか見つからないということで、当面あそこにさせていただいたところでございます。

だから、産業課の、今、土木建築係がおります、あの東側、あそこにもいかがなもんかなというふうなことでも検討しておったところでもございますけれども、まずは当面、今の金のかからないあそこに、ちょっと今、させていただいておるということでありますので、今後もまたあそこでもまださらににおいがするといったことがあれば、検討しなくちゃならないなというふ

うに思います。

多分1階の玄関のほうは、たばこのにおいはしないだろうというふうに思っておりますので、しばらくあそこで検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○2番議員（中西義信君）ありがとうございました。

私も、目安箱の件は見ました。仲間内、身内の方があそこで吸うのは構わないと思っています。でも、来客の方もおられますので、そういったことを考えると、やっぱり本格的に考えてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

11時20分より会議を再開します。

（午前11時10分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

受領番号3番、10番議員、田島敬一君。件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）田島敬一でございます。一般質問を、通告のとおり3点にわたりましてさせていただきたいと存じます。

まず、立野ダムということでございますけれども、西原村は、前々から皆さんご承知のとおり、布田川日奈久活断層というものが通っておりまして、いつ大きな地震が来るかもわからないというようなことで、さまざまに対策も考えなくてはならない西原村でございます。

そうしたときに、地震予知という点で、最近ネット上やテレビあるいは週刊誌などで話題になっておりますのが、地震予知を1週間ぐらい前に成功させたと、直前予知が成功できたという話題でございます。東大の村井俊治教授が、地震予知連絡会のメンバーではございませんけれども、これまでにない測量という分野、別の分野から、GPSと申しますそういったことで電子基準点というものが各地にありまして、それが微妙に数センチ急上したり、急に沈下したりと、こういったデータを集計して観察しておりますと、どうも地震の直前にそういった変動がよくあらわれるというようなことで、先般駿河湾沖で急に起きました関東地方の大きな揺れなどをどんぴしゃりと、1週間前に当てておられるというようなことでございました。

氏は、J E S E Aというサイトを立ち上げておられまして、そこには色々と書き込みがございまして、それを読んでいるうちに、私は大変恐ろしくなりました。

と、申しますのは、どうもダム建設されまして貯水が行われますと、それに伴って大地震が発生している、そういう例が余りにも多く見受けられると、

こういうようなことで、誘発地震という言葉まで、インターネット上では、コトバンクというインターネット上の辞書みたいなサイトがありますけれども、その中でも誘発地震という言葉を検索すると、ちゃんと書いてあると。

これは、もうかなり前からこのような説は言われておりまして、もう10年程前にも書き込みが色々ございました。それで、それを見ますと、例えば、大きなところでは、中国の三峡ダムという大変巨大なダムができましたときに、その後に四川大地震が発生したり、あるいは日本国内でも、例えば、黒部ダム、プロジェクトXでおなじみですけれども、1960年に貯水を開始すると、1961年にはマグニチュード4.9の地震が発生したと。その後も、興味深いのは水位が上がったり下がったりしますけれども、水位が上がると小地震が起ると、こういうふうなことでございます。

また、ほかのところでも、1995年にありました阪神淡路大震災がありましたことで有名な野島断層というのがありますが、これが実際に地層の中に水をわざと注水することによって、地震が誘発されるかどうかということ、京都大学や名古屋大学の地震学者が深い穴を掘って注水実験をされました。そうすると、注水したとたんに無感の誘発地震が発生したということでございます。

まだその具体的なメカニズムというのは、何しろ地下のことでございますので、はっきりとは科学的に断定するというところまでは至っていないのですけれども、どうも水位が変化すると、水位が急激に上昇したり急激に水位が下がると、こういうふうな上下動があると、それが、岩盤というのは急激な力の変化に弱いということで、中山という学者が、ダムが完成して水をどんどんためるときが一番危ないですというふうに述べておられます。そのほかにも、一覧表にするとかなりの数がダムと地震との怪しい因果関係ということで、一覧表ができております。

そういったことを考えますと、立野ダムが建設される予定地は、そこから延々と西原村を通過して、八代郡八代市の日奈久まで布田川日奈久断層が続いております。その断層を横切ってダムをつくるということ自体、大変無鉄砲なことではないかと思っておりますけれども、穴あきダムでございます。縦横5mの穴が3つあきまして、そして、ふだんはそこを水が通っていくということでございますけれども、集中豪雨などがありまして急激に水がたまったり、土砂、あるいは石などが押し寄せてきますと、一挙に満水状態になるというふうなことで、水位の上昇、急上昇ということで、これは、相当な岩盤に対しての圧力を生じるのではないかと。

特に立野溪谷と申しますと、私も行ってみましたけれども、ちょうど西原村の滝地区に見受けられますような柱状節理というですね、すき間が大変多い、そういう石の層があります。工法としては、ミルクセメントをかなり奥深くまで注入して、その柱状節理の岩盤の弱さというのは補強するという説

明ではございますけれども、それにしても、急激な水圧の増大、減少という、その上下動による劣化というのが十分考えられると思うわけでございます。

そこで、確かに科学的メカニズムというのは、ちゃんとかうだというふうに証明はされておられませんけれども、やはり西原村の村民の生命・財産について責任を持つ西原村の村長とされまして、これは、立野ダム建設に反対、またはそこまでいかなくても懸念の表明というようなことで、何らかの表明をされてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）田島議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

地震防災の観点から、立野ダムに反対すべきではないかという質問でございます。立野反対、共産党さんが、多分反対をなされておるということで、そういった関係での質問ではなかろうかなというふうに思います。

これにお答えする前に、まず、政治の使命は何であるかを念頭に置いておく必要があると思っております。田島議員も政治に身を置かれる者として、ご承知のように、政治の使命、その根本は災害時から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することとされておりますし、その根幹をなすものは治山、治水であると、昔から言われているところであります。このことを念頭に置いて、田島議員が問いかけておられます立野ダムの件について言及させていただきます。

まず、私どもが認識をしておかなければならないのは、この立野ダム建設が浮上した契機は何であったかということでありまして、振り返ってみますと、それは今から61年前の、昭和28年6月26日に発生した白川大水害、よく言われます6・26水害であります。私は、当時6歳のときでありましたけれども、その恐ろしさは子どもながら今でもはっきり脳裏に焼きついております。田島議員はまだその当時は生まれておられなかったかもしれませんが、この戦後最大と言われる大洪水は、死者、行方不明者が442名にも上る未曾有の被害をもたらしました。

以来、平成24年7月の九州北部豪雨による甚大な被害発生など、白川流域はたびたび白川の大氾濫に悩まされ続けてきております。まさに、この白川の洪水対策は、政治、行政が果たさなければならない大きな責務であり、早急な河川改修とともに、立野ダムの一日も早い完成が待たれるところでありまして、私も同じ考えであります。

そこで、田島議員の質問の中にありますダムの貯水と大地震との因果関係、そして、活断層の件についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、ダムの貯水と大地震の因果関係につきましては、ご承知のように、立野ダムは洪水調整専用のダムでありまして、貯水が必要な利水ダムとは異

なり、平常時は水をためない、いわゆる、先ほど申されましたように、穴あきダムで、洪水時のときだけ流水を一時的にダムに貯留するものであります。このように立野ダムは、通常はダムのない場合と何ら変わりなく、河川の流れを維持するというところでございます。

次に、活断層の件につきましては、田島議員のご心配は、活断層に起因する地震により、ダム本体が壊れる危険性が指摘されてのことと思っておりますけれども、この件につきましては、国土交通省に確認をしましたところ、その回答は、断層活動によって生じる地盤の異変はダム建設上支障となるため、活断層がダムサイト及びその近傍に分布していないことを確認した上でダムの建設を計画することとしており、立野ダムにおいても、文献調査や地形調査、地表、地質調査などをもとに、総合的に勘案した結果、特に考慮しなければならない活断層は存在しないと判断をしております、ということであります。

また、加えて、ダムサイトにいちばん近い北向山断層は、布田川日奈久活断層の中で、最も北東部に位置する断層であるが、文献調査及び現地調査の結果、その断層の走向性、つまり活断層が走っている方向は、立野ダム建設予定地の近傍へは向かっていないことを確認しているという説明もあっております。

このようなことでありまして、田島議員が心配されておりますことに対しましては、もうお答えできたものと思っております。いずれにしましても、立野ダム建設に関しましては、環境への負荷など賛否両論はございますが、冒頭に申し上げましたように、白川流域の洪水防止のために不可欠のダムであると認識をしております。

なお、起業者である国土交通省におかれましては、さまざまな疑問符に対して専門的、技術的な見地から説明責任を十分に果たされる中で、この立野ダム建設を推進していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目。

田島議員。

○10番議員（田島敬一君）洪水調整ということで、調節という機能ということで、確かに穴あきダムではございます。

しかし、集中豪雨時の、例えば、前年の九州北部豪雨のときの倒木あるいは土砂、それから岩石、これらが川を伝って、物すごい量で流れてくるといふ、その状況を見ましたときには、その穴あきダムも、穴は詰まってしまつて一気にダムの水位が上がると。また、そのためのダムでもあります。

そうしたときに、穴があいているといつても、それは塞がってしまう。その塞がっている状況というのは、なかなか取り除くことが困難ではなかろうかというふうに、私も、九州北部豪雨を見た、この目からしまして確信しているわけでございます。穴あきダムが穴あきダムになっていないという状況です。それが十分予想されると。

そうなりますと、やはり物すごく水圧が岩盤にかかるわけでございまして、確かに今、村長が言われましたように、その北向山断層というのは、走向性がダムの方に向かっているのかということではありますけれども、近くにあるということは、これは言えるわけですから、十分、岩盤が割れたり水圧によって変動したり、そういうことからどのような影響を受けるかもわからないと、そういう心配があるわけです。

また、水害のためにこのダムは必要だと言われますけれども、ダムが満水しますと、これをためてばかりおれないと。そうしますと、放水をしなくてはならないと。そうしますと、その放水の一気に流れ下る量が、かえって水害をもたらすと。こういう例は全国いたるところにあるようでございます。

そうなりますと、一気に増水する白川、西原村も鳥子川が支流としてありますけれども、物凄い増水した泥水が逆流してくるかもわからないと、そういう心配もあるわけですし、そのようなところから、河川改修は、白川の流域、護岸をするとか、それから遊水池を設けるとか、いろいろな形で、ダム以外の方策で取り組まれているところでもあります。

そういったところから、地震が誘発する可能性のあると思われるこの立野ダムの建設には、やはり賛成ということでございますけれども、これ、何らの懸念もおおらないのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、議員が申されましたように、流木や巨石、大きい石ですね、それが放流する穴に塞がってしまいはしないかというような懸念を申してあるかと思えますけれども、あの穴が5mの5mという断面でございまして。今の河床の高さに1カ所、そして、それより高いところに2カ所という、3つがされるということでございます。

ダム上流に、補足施設という、何か流木をとめる施設を1カ所つくるといふことと、放流する穴にスクリーンを設置するといふことで、その放流する穴が流木などで塞がることはないという形で、あのダムをつくるそうでありまして。ということで、議員が心配しておられますような、流木がひっかかったりといふようなことはない。たとえ流木が来ても、水が溜まれば木は浮きますので、その穴には直接流木は入らないといふことでございます。

先ほど申しましたように、立野ダムは洪水調整の専用ダムというふうに捉えております。白川流域にとって必要不可欠なダムと、私は認識をしております。私ども政治に携わる者として、我々を地元の自治体だけではなく、広く国民の生命・財産を守る防災の観点からも、私は賛成すべきというふうに思うところであります。私にしろ、田島議員にしろ、もし、我々がその白川流域に住んでいたとするならば、やはり一昨年の7・12、その水害で被害等を受けたとするならば、もろ手を上げて、この立野ダムには賛成すべきであるというふうに思います。

その後の復旧、復興工事も、総合的な護岸工事が進んでおります。大雨による水量を減らすことが、安心して生活できると思うのは、私は、私ばかりではないというふうに思います。白川流域の全ての住民が、安全で安心して暮らせるためにも、立野ダムの穴あきダムに反対すべきではないというふうに、私は認識をしております。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）この九州北部豪雨は、私もいろいろと見てまいりましたので、その凄さというのわかりますが、しかし、それがこれまで白川の護岸工事を適切に行うだとか、そういったことが後回し後回しにされてきたということも含めて考えるべきではないかと。

私は、やはりダムを建設することによって水が満水し、そして持ちこたえられなくなりそうだとということで一斉放水するということによる被害のほうが大きいのではないかと。また、最初に戻りますけれども、やはりこれだけ地震とダム建設との関係がありそうだとインターネット上の地震予知に大変詳しい方たちが述べておられるということ、やはり重視しますと、反対すべきではないかというふうに述べさせていただきまして、次に移りたいと思います。

2番、認知症対策に早期発見・早期治療の取り組みを強めてはどうかということですが、これまでこの件は何回となく述べさせていただいたような気がします。しかし、私も国保運営審議委員といたしまして、急激な医療費の伸びというのにはやはり脅威を感じております。ますます少子高齢化が進んでおります今日、先般テレビ、新聞などで報道されましたように、お年寄りの方々が、全国1万人を超える人が行方不明になれるという、大変驚きの数字を聞いたわけでございます。

このままいったらどうなるだろうかと。今回は1万人で済んだけれども、今年、来年と、まだまだ増えていくのではなかろうかと、何とか今のうちに本気になって対策をしなくてはならないんじゃないかというようなことから、色々と、またこれもインターネットで検索したわけでございますけれども、早期発見・早期治療ということでは、簡単な方法ということで、長谷川式ですか、あるわけですが、身近な人が気づいて、本人に、何年後か知らないけれども認知症になりそうだとことを自覚していただきまして、そして、その治療というのは、まだ薬はできておりません。薬のかわりに、日本では色々な運動療法だとか、脳トレ、また、手足と指を動かして、例えば1人じゃんけんをするだとか、必ず相手が出したのに勝つ後出しじゃんけん、また、100からだんだんに7ずつを引いていくとか、また、しりとり、これをやったり、さまざまな脳トレをすることによって、その発症をおくらせることができるという、そういう実践的な取り組みが、全国のいたるところに取り組み始められている自治体があるようでございます。

そういったところに、ぜひ一部取り入れられておるとは思いますけれども、もっと広範に広く呼びかけてされるということにはできないものだろうかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）認知症対策ということで、早期治療のため取り組みを強めてはどうかという内容であるかと思えます。

現在、2025年問題がささやかれております。2025年は、私も含めて団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年でございます。日本は急速な高齢化社会でしたが、しかし、2025年以降は、2,200万人、4人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来してまいります。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障、財政のバランスが崩れるとも指摘をされています。こういう状況を危惧して、田島議員が質問されたのではないかというふうに思います。

西原村では、介護保険がスタートした平成12年より、各地域の公民館でのミニデイサービスを開始しており、認知症予防を含めた介護予防事業を展開しています。また、西原村社会福祉協議会の働きかける住民主体の活動であるサロンがあります。2つの地域行事が連動して、継続した事業として今日に至っているところであります。ミニデイサービスでは、認知症の正しい理解、周囲への支えの大切さ、専門医受診の必要性、認知症の予防について普及啓発を継続的に行っております。

この2つの活動で、参加者のみならず不参加者の情報把握をしており、地域の実態把握により、要介護状態の早期発見につなげております。認知症に関する相談件数は増加傾向にあり、ケースに応じて家族構成、専門医の受診状況、日常生活への支障の程度など、細やかな情報を聞き取り、西原村社会福祉協議会や村内を中心に介護保険施設と連携し、対応をしているところであります。

また、村内委員との連携も図っており、認知症症状で気になる患者の情報は、必要に応じて住民課と主治医が情報を共有する体制をとっております。さらに近年は、認知症と糖尿病や高血圧などの生活習慣病との関連が明らかになっており、認知症は年のせいという認識から、予防可能な病気として特定健診における生活習慣病の早期発見、治療中の方の重症化予防を重視することが将来的に有効な認知症対策であると捉え、特定健診の受診率向上、受診者の保健指導の充実により一層力を入れ、必要性を住民が理解し、自ら生活改善に取り組むことができるよう支援することが何よりも重要であると考えております。そのために、特に保健指導技術の向上に努めているところであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）田島議員、2回目お願いします。

○10番議員（田島敬一君）このように村長説明いただきましたように、ミニ

デイサービスだとか社協のほうでの取り組みだとか、熱心にされておられることは十分に承知しておりますし、また感謝もいたしております。

それに加えて、私が懸念いたしますのは、やはり認知症の発症する入り口、自分でもあと5年先に認知症になるかならないかというのははっきりとわからないというような人が、テレビのニュースによりますと、行方不明になられる数が多いと。ある程度認知機能はあるけれども、ひょっとしたときに今いる場所がわからなくなるとか、そういうことだろうと思います。

ですから、まず、まだ発症していない段階の人に対して、やはりいろんな形の脳トレだとか、これは運動とあわせてするのが一番効果的だそうです。やはり日常的に、健康と思っている人も含めまして、運動しながら何かをやるとか、そういったことが、いろんな体育施設も検討中であるようでございますけれども、運動と重ね合わせて脳トレをやるとか、そういうノウハウはネットで調べられたら色々あると思います。そういったことを、当該の人とみなされていない人でありましても、取り組んでみようかなというような雰囲気づくり、こういったものが必要じゃないかと思えます。

時間が迫りますので、次に移ります。成年後見制度でございます。

今、このような高齢化社会の中で、高齢化した人、認知機能が多少でも衰えかけてきたような人たちが、とかく色々な詐欺にひっかかって何百万円払ったとか、法外な買い物をしてお金を振り込んだとか、そういったとかのトラブルに巻き込まれる被害者になりがちということでございます。

そういったときに、やはりこれから成年後見制度の適用をされる人というのは、どんどんこれまで以上に大幅に増えていくであろうし、また、希望する人がこれに適用できるように、村としても見ていく必要があるはしないかと考えるわけでございます。私もいろんな機会に成年後見制度についての講演会だとか、これは何回も聞きましたけれども、なかなか複雑で1回や2回聞いただけでは頭に入っていないという制度ですけれども、やはり校区の皆さんもそうかもわかりません。

しかし、そういったときに、私がお聞きしたのは、7万円ほどの、またそれ以上にかかる場合もあるということですが、いろんな登録費用だとか、自己負担があり、それが抵抗感となって、それも最初にそれを支払って手続しなくてはならないと。もともとが成年後見制度に適用を考えなければならぬような人は、どこかやはりもう認知になりかけている人だろうと思えますので、なかなか決断がつかないというようなことも十分あり得ると思えます。

そうしたときに、やはり周りの人が助言をしたり、そして、また金額面でも少額貸し付け制度があれば踏み切る決断ができるとか、また、お世話する方が、後になったら初期の費用などはいろんな財産だとか年金収入とか、また障害年金だとか、いろんなその人が収入がこれだけあるという計算が十分

できるわけですから、助言できると思うんですけども、そういった点で、もう一つは、最近、制度を調べてみますと、村長がその手続者となってその希望する人に手続をしてやるのか。特に、ひとり暮らしの方で周りの人がいないというような場合、そういったこともあるように書いてありました。

その辺、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えする前に、きょうの新聞に出ておりました成年後見人を横領容疑で逮捕とか、これは質問には関係ございませんけれども、成年後見人として管理していたお婆の生命保険証を使い解約手続を始め、自分用に新設した口座に合計2,428万円を振り込まれて横領したというような記事も載っておりました。参考まで申し上げたいと思います。

成年後見人制度について、田島議員、十分ご存じのことと思いますけれども、少しだけ述べさせていただきたいというふうに思います。

認知症、知的障害、精神疾患などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を自分で管理するのが難しかったり、自分に不利益な内容でもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭ったりしてしまうおそれがあります。このような方々を保護、支援する制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに、将来、判断能力が不十分になった状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が信頼できる人に財産管理等を委任する契約を結ぶ委任後見制度と、判断能力が不十分な状態になった場合に、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらう法定後見人制度があります。ここで、田島議員の質問では、法定後見制度について説明をさせていただきたいというふうに思います。

法定後見人制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、判断能力の程度など、本人の事情に応じて制度を選べるようになっております。法定後見制度を利用するには、家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。家庭裁判所の審理を経て後見人等が選任されることとなっております。申し立てできるのは、本人、配偶者、その他、一定範囲の親族等です。家庭裁判所での審理において、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に確認するため、医師によって鑑定が行われますので、鑑定費用が必要になります。

本年2月2日、のぎく荘におきまして成年後見制度について講演会が開催され、田島議員も参加されたと聞いております。このときの説明を聞かれて、先ほど申されましたような鑑定費用等の自己負担に抵抗があるというふうに感じられたのではないかとというふうに思っております。

社会福祉協議会などの少額貸し付け制度があればとのことですが、西原村社会福祉協議会においては、これは金貸し業ではございませんので、許可を得ていただいておりますので、貸し付け制度はないということでございます。

す。

熊本県の社会福祉協議会では、人や目的に応じ、雇用施策の補完的な役割も担う生活福祉資金貸付制度があります。福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、離職者などの生活困窮者に生活の一時的な必要な資金を貸し付ける総合支援資金等ですが、成年後見制度の書類作成、鑑定費用の資金の貸し付けはないということでございます。

なお、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始された日本司法支援センター、愛称は法テラスと申しますけれども、そこでは、一定の要件はありますが、成年後見制度の書類作成と鑑定費用を立てかえる民事法律扶助業務が行われております。民事法律扶助を利用した場合、鑑定費用を立てかえてもらうことができるということでございます。申し立ての必要が迫っているのにまとまった費用が準備できない、費用が足りないといった場合に、法テラスの民事法律扶助制度を利用させていただくことで、必要な申し立てを行うことができるというように思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）田島議員、2回目。

○10番議員（田島敬一君）村長がご説明されまして、よくわかりましたが、このような法テラスが、立てかえが、場合によってはできるというような情報を述べていただきましたのは、大変ありがたいと思います。

こういった情報は、多くの人々はなかなか知識としては持っておられないのではないかと思います。やはり、こういうやり方もあるんですよということを、これからも非常に高齢化社会が進む時代ですから必要ではないかというふうに申し述べさせていただきました。何しろ、詐欺にひっかかりやすい、高額な買い物をされたり、財産をとられたりとか、こういうものがまだ誰がどうということは聞いておりませんが、自分にあっていることだろうと思ひまして、ぜひこの面で、認知症になる判断能力のない方々に対しましての施策を充実させていただきますよう申し述べまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は、13日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 0時07分 散 会

第 3 号 (6 月 1 3 日)

平成26年第2回西原村議会定例会会議録

平成26年6月13日、平成26年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年6月13日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------------------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」 |
| 日程第 5 | 議案第29号 | 平成26年度西原村一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 委員会審査報告 | |
| 日程第 7 | 発議第 2号 | 西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣について |
| 日程第 8 | 組合議会報告 | |
| 日程第 9 | 委員会報告 | |
| 日程第10 | 委員会閉会中の継続調査申し出について | |

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	平 方 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成26年6月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成25年度西原村繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、款3民生費1件、款5農林水産業費2件、款6商工費1件、款9教育費2件の、合計6件でございます。

翌年度繰越額は1億3,160万2,000円で、財源内訳といたしましては、国県等補助金2,035万9,000円、地方債3,310万円、その他特定財源1,321万6,000円、一般財源6,492万7,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

子ども子育て支援新制度事業は、国が提示をしておりますシステム導入スケジュールに基づきまして平成27年3月完了予定でございます。

星ヶ丘地区排水施設整備事業、進捗率80%、6月末完成予定でございます。

日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業、5月30日完了でございます。

鳥子工業団地整備事業、11月完了予定でございます。

山西小学校体育館天井改修事業、8月下旬完了予定でございます。

河原小学校体育館天井改修事業、平成27年1月中旬完了予定でございます。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。これで、報告第1号、平成25年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第2号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例（昭和39年西原村条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部の改正につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。それを受けまして、西原村税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。また、資料を差し上げておりますので、それもあわせて見ていただきたいと思います。

主な改正点のみご説明し、その他は配付しております資料でご説明にかえさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第23条第2項及び第3項の改正は、法人村民税の納税義務者等に係る規定の解説です。これは、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備によるものです。

新旧対照表の2ページをお開きください。

第34条の4の法人村民税の法人税割額の税額が12.3%から9.7%に引き下げられます。引き下がった税額は、新たに、仮称ですが、法人地方税4.4%を創設し、交付税の原資化とし、広く交付する都会に集中する法人住民税を国全体で引き下げ、その分を地方に配分する制度の改正です。

新旧対照表の4ページから5ページと、資料2をお開きください。

第82条の改正は軽自動車税の税額改正です。第1号の原動機付自転車につきましては、現行の1.5倍、最低2,000円の改正となり、50cc以下も、90cc以下と同額の2,000円となります。また、その税額、また他の税額改正は、新旧対照表の4ページか資料の2ページでご確認ください。

また、この条例第82条の改正には読みかえ規定があり、軽自動車等については、最初の車両番号の指定登録が平成27年4月1日以後の車両が該当しますので、平成26年度までに登録された車両は現行のままです。この条例改正は、平成27年4月1日から適用されます。

新旧対照表の13ページをお開きください。

附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例に係る規定の改正です。

現在、100万円未満で売却されている肉用牛は免税所得となっておりますが、その期限は平成27年度住民税課税までとなっていましたが、平成30年度まで延長されます。

同じく、新旧対照表の13ページの附則第10条の2の項の追加は、耐震改修が行なわれた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置に係る規定の新設です。

新旧対照表の14ページをお開きください。

附則第16条は、自動車税では既に行われていますグリーン課税制が、平成28年度より軽自動車でも行われます。車両の当初登録を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する20%の重課がなされる規定が新設されました。資料の3ページに比較表を記載しております。資料6ページに条例第82条と附則第16条の税負担の変化の事例の表をつけております。

新旧対照表の15ページから17ページの条例附則17条の2から条例附則19条の3の改正は、所得税の改正に伴って地方税の整備による条例改正です。

新旧対照表の18ページの附則第21条及び21条の2は、移行一般社団・財団法人に係る非課税措置廃止に伴う改正及び地方税法の適用条文の項のずれによる条文の整理です。

同じく、新旧対照表の18ページから24ページの附則22条から附則23条までは、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例に規定したことによる規定により削除しました。

新旧対照表の24ページ、条例附則24条及び25条の改正は、条例附則22条及び23条を削ったため、条例附則24条及び第25条が繰り上がったためです。

以上で説明は終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

専決処分ということでありませけれども、その承認ということで、質疑に関しまして、全文、全条例の質疑をするわけにもいきません。まず、完全100%村税というところの中で、条例第82条の改正について質問いたします。

これが軽自動車税の税率改正ということですが、軒並み全て上がっております。村税の中の采配、ちょっと全協の中では質問いたしましたけれども、参考までに、この本議場で、この改正をもとに戻したならばと、もともとのままと、今度の上がったやつの税収の差と、これのほうを、西原村の条例だけ旧条例のままでいった場合にどういった行政的なデメリットが出てくるのか、それをちょっと言ってもらえませんか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）この条例をこのまま上げずにいくとなりますと、まずは影響することは、普通交付税が上がったものとして計算しますので、その分について、うちは上げずに、交付税を計算するときには上がったものとして計算して交付税が減ってまいります。

それと、起債を申請するときに、今が同意ですが、今後はそれが標準税率を下回るということになると、協議へということ、大臣もしくは知事の許可が必要であるというデメリットでございます。以上でございます。（「差額は。わからん」の声）

差額は、ちょっと調べておりません、申しわけありません。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）デメリット等は、今、課長が言ったとおりのところ。全国的になかなか地方税を減税されておるところというのは、非常に少ないというか、ごく少数だとは思いますが、なぜこういうことを、全協でも言いましたけれども、軽自動車税、軒並み全部上がるということになるとなれば、やはり今まで普通車からここ数年ずっと軽自動車に乗りかえをされた方が結構おられますすよね。いろんな景気の問題、並びに燃費の問題、ガソリンが上がった、それと、所得が上がらずにほかのやつが上がったといった形と、逆に所得が下がっているといった形の中ですけれども、やはり最後のとりでが軽といった形になっていくと思います。我々もそんな形になっていくんじゃないかならうかと思えます。

そういった中で、やはりその軽自動車税、これは村税でございますけれども、軒並み全部を上げるといった形です。中には、何かのいろんな税でも控除等で軽減されるのがほとんどですね。村民税に関してもそう、国民健康保険料にもそう、一部自動車税におきましては障害者の方は無税の方もおられるといった状況の中で、低所得者、高齢者がおられます、そういった方に、また負担だけを強いるといった形の要素が非常に大きいと。額は当面1万幾らですから、3,000円強上がるぐらいですけれども、その後また2,000円上が

るといった形になってきます。

やはり、そういった弱者の乗り物に対して何らかの救済ができないかというふうに思っております。私は普通車に乗っていますけれども、年齢がいくと、やはり軽自動車がいいのかなというふうにも思っております。その辺、村として、どうにか手だてができないかということ、まず、税務課長にその辺はお答え願えませんでしょうか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）議員のおっしゃることはごもっともであります、他の市町村の今度の税率の適用状況、それと軽減の動向を調査させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）課長からは、一応他町村の動向というところと検討というお話ですので、他町村が何もしなければ、うちも何もしないと。他町村も、いろんな形で特典をつけていますですね。西原村も特典のあるところがあります。いろんな交付の中で、補助金の中で。

そういった形で、目には見えない形でも構いません。やはりどこかに線を引かにかいかなと思っておりますけれども、高齢の方、何らかの障害を持っておる方、この足でやっておるので、精いっぱいという方の何らかの救済、村として優しい村といった感覚になるのかもしれないけれども、そういった形で、その額は一応もらうと。もらいますけれども、何らかの形で申請をいただければお返しする部分を持っていくといった形をとれないか、今後その辺も含めて、他町村との比較といいますと、表に出ないのがなかなかあります。

実際住んでみてもなかなかわからん、やはり行政におられる方しかその辺わかりませんので、他町村の比較という、表側だけになりますけれども、うちも表側は変わらない税率、しかし、こういうところでカバーしていますよと。この税が上がる分に関しては、このカバーをしましたといった形で何かとれないかなというふうな思いがありますけれども、村長、執行は来年の4月からですけれども、実際に上がるのはもうちょっと先ですね。

その辺含めて、村長ももう68歳とかなってこられましたけれども、まだ若うございます。70越えたごろになるとちょっと、ふにゃふにゃなるかもしれないけれども、その辺含めて、ちょっと執行部側でもその辺検討できないか、ひとつ前向きな検討をできないか、ちょっと返答を願います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）78歳だっけ、76歳でございますけれども。

この軽自動車というのは、日本独特な車の車種と申しますか、そういったことで外国にはないということでもあります。確かに議員がおっしゃるのも理解するところではありますけれども、税の軽減はもちろんできないということでもあります。何らかの手だてはできないかということでもありますけれども、

当面はすぐにこの対象の車がそういないだろうと、何台もないだろうというふうに思っております。古い車で、13年乗らんと上がらないということがあります。

そういうことで、特に、軽の自家用車、乗用車自家用車あたりは50%上がるということ、本当にかなり上がるということ、年配の方々あるいは年金暮らしの方々には多少響いてくるんじゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、普通車から軽になられた方は、税額は半分くらいになるというふうに思っております。普通車のほうは2万円くらいかかるかな、幾らか、多分、普通車から軽にかえても税金は安くなるというふうに思っております。

何か手だてはないかという話でございますけれども、さっき課長が申しましたように、近隣町村のことも少しは参考にしながら、よそがやるからやるじゃなくして、お年寄りに対しての手厚いことも考えることも必要じゃないかなというふうに思っておりますので、いましばらくこの案件に対してはまだ検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）最後よかですか。

○議長（坂梨公介君）最後お願いします。

○9番議員（宮田勝則君）少し前向きなお話だったように思いますけれども、是非やっていただきたいと。

ちなみに、参考までに言いますと、村長は排気量が2,000ccを超えていますので、非常に高い税金ですけれども、最初、買ったばかりですので、免税になっておられますですね。今年初めて来たかと思えますけれども。

軽自動車と普通車の違いが1,000ccですよ。約3万円から7,000円と、差額が2万3,000円ほどありましたけれども、今回古い車になると半分ぐらいまで狭まるといった形です。

やはり、地元の足といえますか、税務課長がずっと説明の中で入れていましたね、軽自動車への移行の経緯は。そういった観点も入れまして、やはりまだ期間はあります。この条文はずっと生きていくので、中の規定なり、条例をつくるのかといった形で、対処いただければ幸いです。この検討をよろしく願います。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいですか。

○9番議員（宮田勝則君）はい。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例（昭和35年西原村条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税の条例の一部改正につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。それを受けまして、西原村国民健康保険税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

内容につきましては、改正する条文より、新旧対照表でご説明させていただきます。また、資料を差し上げておりますので、それもあわせて見ていただきたいと思います。

新旧対照表の1ページの第2条第3項及び第4項の改正は、後期高齢者支援金分と介護納付金分の最高限度額の改正です。

18条の改正は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の地方税法施行規則の条文の整備による改正です。

新旧対照表の2ページの第23条の改正は、国民健康保険税の減額対象者の範囲を広めるための改正です。資料8と資料9を見ていただくと、5割軽減

が、「当該納税義務者を除く」の文面が削られましたので、軽減判定所得の額が24万5,000円広くなりました。2割軽減の対象が33万円プラス35万円掛ける被保険者数が、改正により33万円プラス45万円掛ける被保険者数となり、軽減判定所得の額が広くなり、低中所得層に対する判定の幅が広くなりました。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

この健康保険税の改正について、満額といいますか、そういう方は限度額が77万円から81万円、4万円アップ、そうした中で、いつでしたか、限度額の徴収者はどれくらいおるかという、十何名ぐらいというか、少数の答弁があったかと思っております。

また、この改正に伴いまして、低中所得者に対する軽減措置の拡大で大幅な拡大がなっておると思っておりますので、そういうところで、いつも国民健康保険のほうで、運営といいますか、運用が危惧するような状況になっていることは皆さんもご承知と思っております。

それで、現在の状況でございますが、新旧のシミュレーションというんですか、先ほど自動車税もありましたが、そういう感じでされて、どういう状況に、今後税収がなっていくかをちょっとお答えいただけますか。税務課長。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今、議員がご指摘といいますか、ありました比較表なんですけれども、まだ平成26年度が本課税がされておられませんので、平成25年度のデータで、改正しなかった場合と、これで改正した場合の差額分という形でご説明させていただくならと思っております。

最高限度額の比較表によりますと、改正しますと96万円増額になります。

それと、軽減につきましては、289万5,000円の軽減で税額が減っていくということになります。以上です。

○議長（坂梨公介君）林田議員。

○7番議員（林田直行君）減収になるというような報告で、200万円ぐらいではございますが、それも現在の国保の運営については、いろいろ大変じゃないかと思っております。

一応、軽減措置をとられるということは、低所得者に対しては大変いいことだとは思っております。しかしながら、先ほど言いましたように、国保の運営は行き詰まっております、どういうふうにするかは今後国保の運営審議員さんあたりとの協議もあるかと思っておりますが、村長におかれましては、こういう改正あたりを通じた中で、こういう減収になるということ踏まえて、

今後国保の運営についてどうお考えでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の改正は、さっき言われましたように、中低所得者の方々に対する、どちらかという手厚い措置のほうになるかと思えます。

ただし、高額な方々、国保ですので、農家の方々とか高額の方々に対しては若干増えるということで、林田議員さん、その中に入っちゃおられませんかなというふうに思っておりますけれども、やはり、今、どこの自治体でも同じですけれども、国保の会計は厳しいものがございます。私どもの村も、基金残高が、今、1,100万円ほどしかございません。

平成29年度で国保が広域化になるということではありますが、その間どうしていくかと。国保税を上げるのか、一般会計から法定外を入れるのか、今年度、平成26年度を見ると大体その方向が見えてきはしないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、平成29年度、広域化になるときも、多分基金を各市町村から持ち出しがありはしないかというふうに思っております。赤字がある場合は、その市町村で赤字を補わなければならないということになると思えますので、赤字にならないように、そしてまた基金は基金として持っておかなければならないと、多少は持っておかなきゃならないというふうに思っております。いずれにしましても、今年度の状況を見ながらそこら辺は検討をしていきたいなというふうに思っています。

今、私の手元に、阿蘇郡の町村の法定外繰り入れの表がございましてけれども、法定外繰り入れをしているのは、南阿蘇村と南小国町ということで、その町村は平成26年度はやっておりませんが、その以前は高森町でも小国町でもやっておりました。全然やっていないのが西原村と産山村、2つの村が、法定外繰り入れは今までやっていなかったということではありますが、先ほど申しましたように、やはり国保会計が赤字になればやむを得ないところも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから基金でございまして、先ほど申しましたように、うちの村は1,100万円ほどしかございません。阿蘇郡内で1つの町が基金がゼロというところもございまして。あとは、多いところで約3,000万円、少ないところで500万円ということで、1つの町はゼロでありますけれども、そのほかで低いのが500万円ぐらいしか基金がないと。一番高いので3,000万円ぐらいしかないという状況でもございまして。

いかにしても、基金がある町村も、やがて基金を取り崩すことになりはしないかなと。よそのことで余りはっきりはわかりませんが、この表を見れば、毎年毎年基金が減ってきておる町村がほとんどでありますので、そういったことになりはしないかということで、私の村も、今後そういったことも、先ほど申しましたように、平成26年度を見れば大体方向性が見え

はしないかというふうに思っておりますので、その後また検討して、議員の皆さん方にもご相談申し上げるならというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

今、質問とほとんど一緒に聞きたかったんですけども、3月に予算が出まして3カ月たっています。4分の1といえば4分の1なんですけれども、見ますと、一般会計繰り入れも書いてあります。実際どう動いているのかなというのを聞きたくて、ちょっと質問しました。どっちがいいんですかね、住民課長さんか、わからない。

予算執行どおりにやっぱり必要なのかなどうなのかなというのを、動きを聞きたかっただけです。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）平成25年度は1年分の収支をまとめております。平成26年は、まだ4月、5月、6月、この分の月々の収支については取りまとめはしておりませんが、給付費そのものはほとんど平均して3,000万円から超えている。4,000万円近い月もあります。

入ってくるお金が、これはもう国庫、県費、今年分につきましては、一応5月にもう文書が来ましたが、月額900万円から1,000万円程度の分になります。それと、また本来の税収ですね。そういうもので運用していくんですが、ここ5年ほどの動きをずっと取りまとめておりますけれども、月々ほとんど三角状態というのが実態です。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）これはちょっとささやかなことで恐縮ですが、新旧対照表の改正前と改正後という一覧表がありますが、23条、ここに、右側には「外国法人」と書いてありますが、左側には「外国人法」と、字の間違いでしょうけれども、これを訂正お願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今のは、税法改正のほうですね。

○10番議員（田島敬一君）はい、新旧対照表ですね。

○税務課長（佐藤光弘君）税法改正か、承認第2号のほうですね。

○10番議員（田島敬一君）ええ、本文のほうでは、外国法人となっておりますから、それでいいんですけども、新旧対照表が外国人法となっておりますので、これを訂正お願いしたいと思います。（「新旧対照の1ページ」の声）

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時42分）

(午前10時43分)

○議長(坂梨公介君) 会議を再開します。

税務課長。

○税務課長(佐藤光弘君) 申しわけありません、訂正方よろしくお願ひします。

条例改正の新旧対照表の1ページですけれども、23条の改正前が「外国法人」という形で、新のほうは、改正後が「外国人法」となっておりますが、新のほうの、改正後の括弧書きしております「外国人法」を「外国法人」に訂正方よろしくお願ひいたします。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

ちょっと大きな話ではありませんけれども、国民健康保険の名前のとおり、国民、全国どこにおっても入れる、国民が最低限やれる医療行為をもらえる保険制度ですけれども、これは全世界で一番優れた制度なんでしょうけれども、国はというふうに考えておるのか、私、このやつを見て少し疑問に思いましたので、執行部のほうでわかれば答弁願ひたいんですけれども、全国どこの自治体も、この国民健康保険は非常に厳しい運営状況といえますか、これが大黒字で余裕がある自治体はほとんどないといえますか、ほぼ100%近くないのであろうというふうに思っております。

本村も、その中では、法定外繰り入れをまだやっていないという状況ではいいかと思ひますけれども、もう法定外繰り入れをしなければいけない一歩手前というか、半歩手前といひますか、片足突っ込んでおる状況です。

そういった中、国がというふうな考えをしておるのかということですよ。運営が厳しいのに保険料を全国民のために下げますと、全国一律に控除を増やしたということです。各自治体に足らん分は全部法定外で入れろというのか、保険料を上げろというのか、国がその分を別に交付税という形ではいかんでしょう。保険の中のやつを、昔みたいに2分の1並びに2分の1以上の国費を投入するのか、そういった全体像が見えません。

そういった中で、わかっている範囲で構ひません。今回の軽減で、非常にまた自治体の各国保運営が厳しくなります。方向性ですね、熊本県と連合するという話です。連合になってもこれが当然生きてくると思ひます。こういった形で将来考えてこういう形になっているのか、わかりましたら答弁願ひます。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) わかっている範囲内でちょっとお答えさせていただきますと、この低所得世帯に対する国民健康保険税の減額ということでありますので、先ほど税務課長が290万円ほどは一応減額になるだろうと、同年度の数字との、所得との比較ですので、平成25年分の所得としてはまた多少は

変動はするかもしれませんが、この低所得者世帯に対する減額に関しましては、国、県、市町村、公費、これの負担がございます。国民健康保険基盤安定負担金というものがございます。こちらで国2分の1、県4分の1、市町村4分の1と、軽減分だけはございますので、それだけは、ちょっとけさ調べてはみました。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい、わかりました。

軽減だけして、国は何も、通達だけして手当てはない。国が2分の1、県が4分の1、村も4分の1と。

○住民課長（片島信幸君）はい、そうです。

対象になる分が若干は変わりますけれども、一応その割合で、平成25年度も一応その部分で入ってきております。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

相応して、村の負担行為も、県の負担行為も、国の負担行為も増えるという形にはなりますけれども、現行どおりと。加入者側から見れば安くなったといった形で、いいことだと思います。

全体的に厳しい運営をしておるとというのが、各自治体一緒ですので、毎回ちょっと言いますが、国民健康保険、県民健康保険でもない、村民健康保険でもない、国民健康保険ですので、やはり地域格差があつてはいかんとおっしゃるんですね。

だから、どんな貧乏な自治体に住もうと、どんな不交付団体と言われます裕福な団体に住もうと、これだけは、国の考え方がちょっとちゃらんぽらんしておるといふふうに私は考えておるんですけれども、やはりその分の負担、運営を、あくまで権限移譲でずっと下におろしてはいますけれども、名前が名前ですから、やはり国が最終的には面倒見るといった形でやっていくような部類であると、私は解釈しておりますので、もっと国費の負担増を、もともとの負担しておる部分の割合程度は、国に、自治体側として、全国の首長会でこの辺をまた訴えていかにかいかならうと思っております。

村長、町村会、全国町村会に行かれると思っておりますけれども、その辺、もうちょっと強く言っていただけますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）全国町村会では、発言する機会はありませんで、もう決まった言葉を向こうから報告するだけのことであつて、その中で発言する機会がございませぬけれども、確かに国民健康保険、日本全国の全ての国民が保険にかかるということで、そのおかげで我々日本人は長寿社会を築いているところもありはしないかというふうに思っております。長寿社会になればなるほど、また医療費もかさむということで、そんな循環ではなかろうかなというふうに思っております。

国民健康保険でも、自治体が負担をしなきゃなりませんけれども、今度は、先ほど申しましたように、平成29年度で広域化になった場合、その場合が、その保険税率とか何とか、どういうふうな形で決まっていくのかまだ今見えておりませんけれども、そこら辺も今後またそういった会議もあるかと思えますけれども、そういったところで、言うべきところは言わせていただきたいというふうに思います。

いかにしろ保険でありますので、お互いが負担して助け合っていくのが保険だろうと思っておりますので、その応分はやはり個人も村も負担していかなければならないというふうに思っておりますので、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）全体的なことは村長が言われるとおりですけれども、手順として、全国町村会ではなかなか言えないと、当然いきなりいっても言えないことはわかっております。

やはり、まずは阿蘇郡市、まずは南郷谷の3町村の首長の中でそういうお話をして、それを阿蘇郡市に行って、それが県全体に声が届いて、それが県代表の声として全国の舞台に上げられるような形、地方予選がありますので、その辺から含めてやっていただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第4、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第4号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正。

第1条、繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページが、第1表、繰越明許費補正でございます。

款6商工費、項1商工費、事業名が鳥子工業団地整備事業、補正前の金額4,121万2,000円、補正後の金額4,923万5,000円でございます。

鳥子工業団地内の企業の規模拡大を行うに当たり、用地取得に際し、購入相手方の農地取得分の代替用地が同等面積必要との要件により、分筆等の手直しのため分筆作業に支障が生じ、また、別企業の規模拡大要請を受けて調整池の位置確定の遅延により、平成25年度の事業完了が不可能となり今回の補正となりました。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

ちょっと、二、三点確認したいのと、それから、ちょっとこの後の補正についてどうされるのかということ、企画商工課長と村長のほうにお尋ねしたいというふうに思います。

この鳥子工業団地の補正に関しては、昨年の6月1日の第1号補正からずっとあっております。平成25年の6月1日の補正については、道路のつけかえ分と、6の1の1の13と17、公有財産購入費。それから、平成25年の9月の定例3号補正、これが6の1の1の13、委託料ですね。鳥子工業団地の調整池等の測量設計の委託料と。それと、同じ11月が、委託料と17の公有財産購入費ということで、今年の3月に明許繰り越しとして3月13日に議決をされておりまして、今度6月の8号にこれが上程されているということですが、まず1点目が、9月の3号補正のときの531万3,000円の委託料、これはもう執行済みですか、それともまだ不用額で落としてありますか。企画課長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの3号補正で、9月に議会に定例会で出させていただいた分でございますけれども、これにつきましては、調整池

の実施設計に伴います委託料でございます。

これは、3月をもって一応完了ということで、今回の補正の中で一応繰越明許を3月の定例会のときに計上させていただいておりますけれども、この専決によりまして執行が終わった状態でさせていただいております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ということは、まず、共和さんが増設をやりたいと、いわゆる駐車場の確保だろうというふうに思いますが、これが、農業委員会、この前の6月10日の全員協議会で高本課長の説明によりまして、虫食い、飛び地での農振除外は不相当であるというふうなことを言われたのでということ、一つ、除外が難しくなったと。それと、この工業団地の調整池については、もともと別なところにつくる計画をしておったのが、それが飛び地ではだめだからということで、そこの周りに持ってきたということで理解してよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）調整池の移動については、先ほど村上議員が申されましたように、共和さんの農振除外に対しまして、歯抜け状態になるということで、事前協議会の中で、農振の協議会の中の事前協議の中で、そういう状態をつくらないように指導してくださいということでありまして、調整池が南のほうにもともとつくる計画をしておったわけですが、今回は共和さんに隣接した状態で計画をしております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。（「一般質問じゃなかばってんですね」の声）まとめてください。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、結論から申し上げますと、3月に明許繰り越しで4,121万2,000円ということを予算化してありますが、年度内執行ということになると、極端な話、例を言いますと、3月31日まででその予算は執行しなさいよということですが、3月13日の議決で3月31日と、約15日ぐらいしかないわけですね、執行の日にちといますか。

果たしてこれが可能だったのか可能でなかったのか。今、高本課長が言われたように、そのときにはそこで大丈夫だったろうというふうに理解してこれを予算化されたんだらうと思いますが、この状態で、いつこの状態がわかったのかで全然話は違って来るんですけれども、結論から言うと、もし3月中にこれがわかったのであれば、これは不用額で1回落とすことも可能なんです。それで、新たに新年度は、もうそのとき予算査定が終わっていますので、もう審議も終わっていますから、補正予算で対応すると。ここに802万3,000円増額にもなされていますので、その分も足したところで、執行ができないならば不用額で落として、そして新たに補正で計上するという方法もあるかというふうに思います。

なぜこういうことを言うかということ、明許繰り越し明許繰り越しで2回上がってきて、しかも増額がされているということになると、非常にこれはいかがなものかなど。これが、明許繰り越しが本当に適正なのか、新年度予算の補正で組みかえたのが形としてすっきりするのかというふうに、自分でそういうふうに思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

そして、今後、村としてこういう事案がまた出てきた場合に、基本的なルールとして、やっぱりそういう形を持っていくのか、あるいは、明許繰り越しを増額してまたやるのかと、これも明確にしてもらいたいというふうにも思います。

これは要望ですので、ちょっと村長のほうにご答弁願います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）明許繰り越しは一応3月31日で予算を組みます。それは、終わらないとはわかっていて、そういった形で予算を組んで繰越明許費として予算をするということであります。

そういうことではありますが、この件に関しましては、企業さんの都合もございまして、なかなかこちらが思うとおりに行かないところもあります。要するに、用地は企業さんで買われますので——企業さんの工場の用地とか駐車場の用地は。で、買われますので、向こうの都合もあって、あるいはまた地権者の都合もあって、先ほど課長が言いましたように調整池の件も、一応予定はしておりましたけれども、歯抜け状態ということで、それでは農振が通らないということもありますので、それらのことも踏まえて、今回このような形でさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

9ページです。青少年の森管理費の中で……。 （「まだ」の声）まだ。失礼しました。後で。

○議長（坂梨公介君）いいですか。ほかにございせんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

工業団地の整備事業ということで、非常に民間の融通をきかしながら、また地権者と交渉するというので、非常に難しい交渉をしながら、ある意味、民間人のような仕事もやっていくということで、非常に難しい予算執行であったと思います。欲を言えば、繰り越し明許の補正というのはいかがなものかと思っておりますので、この辺は新年度のところでまた補正をするとか、そういった形が適切だったかと思っております。

ただし、執行に関しては、企画の中でいろいろ法的な縛りが非常に厳しいところがあります。そういった中で頑張っておられますので、これを早期に

実現することを、進出企業さんも思っていますし、逆に、協力的な地権者さんもそう思ってやっておられますので、スムーズな予算執行ができますようよろしくお願いいたします。

ただ、この繰越明許費の補正をここにやっておくというのだけが、少し私もひっかかりましたけれども、考えてやっていただければと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。（「企画課長に」の声）

企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまご指摘がありましたように、村上議員、宮田議員のほうからご指摘ありましたように、執行については再三気をつけていきたいというふうに思っております。

村長のほうからご答弁がありましたように、企業の都合があったり、我々も一生懸命頑張っているつもりではございますけれども、今後はそのようなことがないように一生懸命また頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午前11時08分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、議案第29号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,057万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為補正」による。

平成26年6月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

自動体外式除細動器（AED）レンタル料、期間は平成26年度から平成31年度まででございます。支払限度額39万円で、年度ごとの支払額は支払計画額のとおりとなっております。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、10万円の増額補正でございます。河原小学校の熊本県教育委員会指定学校体育研究推進校補助金でございます。

項3県委託金、目1総務費県委託金、8万円の増額補正でございます。統計調査費委託金でございます。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入、20万円の増額補正でございます。熊本県教育委員会指定学校体育研究推進校の指定を受けたことにより、あわせて、熊本県PTA教育振興財団、熊本県学校給食会からの指定委嘱をされ、それぞれからの補助を受けることになったための補正でございます。

続きまして、8ページをお願いします。歳出でございます。

歳出におきましては、4月1日付職員の人事異動に伴いまして各款ごとに給料、職員手当、共済費の増減の補正を行っております。

それ以外につきましては、款1議会費、項1議会費、目1議会費、536万5,000円の減額補正でございます。議員辞職に伴います報酬、共済費の減額補正を行っております。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、42万1,000円の増額補正でございます。阿蘇ジオパーク推進協議会観光国際化推進事業負担金でございます。

目13青少年の森管理費、5万8,000円の増額補正でございます。青少年の森風の里キャンプ場にAEDの設置をさせていただくものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 障害者福祉費、6万6,000円の増額補正でございます。平成25年度阿蘇圏域地域療育推進事業に係る県補助金返還金でございます。

13ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、188万円の増額補正でございます。節19の負担金、補助及び交付金で、河原小学校学校体育研究推進校補助金36万円を計上いたしております。あと、15ページ、予備費に260万3,000円を増額補正しております。

以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

先ほどはフライングをしてしまいましたけれども、9ページ、青少年の森管理費のAEDのレンタル料のところでございます。

これまで、かなりな場所にAEDが設置されてきまして、いざ心臓の発作とかありましたときに緊急に対応できるという、その体制づくりという点では、大変進んできたなというふうに歓迎しております。

そうしたときに、これを、例えば、ある人がそこに倒れていたとした場合に、より効率的に効果的に命が助かるようにするために、まず、例えば、この青少年の森に設置するならば、誰がいざというときに駆けつけて処置をするとか、そういう担当者が決まっていると思いますけれども、その辺のことで、それとやはり目の前にそういう人がいた場合に、発見した人は119番にまず電話するのではないかと思います。

青少年の森にそれがあるということがわからずに、また、青少年の森の敷地内だけじゃなくて、ごく近所かもわからないと。そういうときに、119番に電話したときに、救急車が駆けつけますけれども、そのときに、やはり何分かというか、交通状況によっても5分、10分、そういうふうに時間がかかる場合もあるかもわからないと。ところが、救命率が高くなるためには、もう一分一秒でも早く処置しなくちゃいけないと。

そうした場合、消防局がここに設置されておりまして、緊急に連絡して、電話番号を把握して、担当者誰々と、救急車が駆けつけるまでの間にとりあえずの処置をお願いしますというような格好で、そういうのができているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

なぜかと言いますと、ほんの1カ月ぐらい前でしたが、テレビを見ておりましたら、宮崎県だったか高知県だったか忘れましてけれども、あらかじめ

AEDを設置しているところは、消防局が電話番号や担当者とか、皆一覧表にして把握して、電話がかかったらすぐに該当のところに、最寄りのところに連絡すると、こういうふうな体制ができているということでニュースになっていたということで、ニュースになるぐらいだったら熊本県はどうかというふうに思ったものですから、そういう点、どのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回AEDのレンタル料の予算計上ということでございまして、キャンプ場のことを見ますと、管理者のほうからAEDの設置について問い合わせがあったわけですが、村といたしましても、指定管理者でございまして商工会と協議をいたしまして、入場料などを、お金を払って不特定多数の人が出入りする公共施設として踏まえたときに、消火器などと同様に、万が一の発生に備えて、そこに居合わせた人が自由に使えるようにしていくというのが賢明であろうということで、今回予算を組ませていただいたわけですが、ただいま田島議員のご質問がありましたように、AEDをすぐさま使えるかという点、なかなか難しゅうございます。

以前は消火器もままならぬ状態でしたが、講習会を繰り返すうちに、AEDあたりの使い方あたりができるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、今回は、キャンプ場につきましては、キャンプ場のほうから設置を願われたわけですが、商工会とともに、AEDを使う、または、そこに居合わせた方々に使いやすいような指示の看板なり何なりをさせていただくというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）私がお尋ねしたのは、緊急に消防署との連絡体制です。

まず、倒れている人を見た人が119番に電話すると思うんです。たまたまそこに設置されているということがわかる人ならいいけれども、その周辺でも、ほんの何十秒で駆けつけることができるような近くにいた人でも、動転しまして119番に電話すると思うんですね。

そうしたときに、すぐ連絡が行くような体制ができているかということ、多分できていないと思いますけれども、念のために、ぜひ、もしできていないんだったら、そういうふうに登録がされるようお願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）田島議員のありがたい質問であります。

確かに人の心肺停止の状態ですと、もう人は脳死して、命はあるかもしれませんが、植物状態になるということでありますので、確かに一分一秒争うのが、一番大事なのが心肺停止ということであります。

そういうことで、使い方は、あの器具の中に順序よく手順よく書いてございますもんで、その手順よくすれば大体理解できるんじゃないかなというふうに思いますけれども、やはりそういった状態になれば、動転してなかなか書いてあるけれどもそのように使えないところもあるかと思いたすけれども、そういったことで、設置してあるところ、先ほど申されましたように、119番がまず最初にかかけられると思いたすけれども、確かにそのAEDを設置しておる場所等を登録しておくことは、これはもう必要であるかと思いたす。

そういうことで、消防署、出張所にその登録を今後するならばと、今、思っているところでございます。それがないと、誰が使う、それがそこにあるかないかもわからない人がおるということでありますので、そういったところもするならばというふうに思っております。

しかし、その施設の管理者はもちろんそこにあるとわかっておりますけれども、そして、AED設置事業所とか何とか、そういったものは書いてありますもんね。そういったことで、若い人はわかると思いたすけれども、先ほど申しましたように、動転してわからない人のためにも、119番かけたら、そこにAEDがありますよというような形で周知をするならばというふうに思っております。本当にありがたい質問で、ありがとうございました。

○10番議員（田島敬一君） どうもありがとうございました。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君） 村長のありがたい答弁の中で、私も共感する部分が非常にありましたので、村長に質問いたします。

3分というお話もありましたけれども、確かに3分あると、脳死状態から今度は死亡の確率が急激に上がるといったのは、消防団経験者は大体知っているところで、村長はもとその団長も経験者と。議員の中には団長経験者が2名おられます。

そういった中で、AEDの設置、全協の中ではちょっと企画課長のほうには申し入れをしましたけれども、今からが夏のシーズンに、梅雨明けてですね、梅雨の合間も、晴れた日、非常に暑いということで、滝のほうにもそれぞれ観光客が来られたり、私らが子どもころはあそこにうんと冷たい思いをしながら入っていた記憶もございます。

そういった中で、あそこもあるのかないのかと言うと、AEDがないといった形で、河原小学校からあそこまで車で大急ぎで行っても3分は超えます。そういったことで、順次という形にはなるかと思いたすけれども、あそこも夏場、非常に県内外より観光客が来られて、入場料ではありませんけれども、道路清掃料として公共料金をいただいておりますという経緯もあります。解釈的には同じだろうと思いたすので、村長のそのすばらしい答弁の後に、もう一

度、すぐつけようといった形までは言えないかもしれませんが、そういった形に持って行けるだろうというふうに、私は確信しておりますので、答弁を願いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）前向きな答弁をしたいところでございますけれども、その必要性は担当課のほうから答えさせていただきます。

このAEDばかりに頼るんじゃなくして、心肺蘇生法というのがございます。それぞれ、心臓マッサージと気道確保して空気を入れてやると。そういうことも、これはそのところにAEDが必ずあるとは限りませんので、お互いが、そこら辺を、消防団を通じて心肺蘇生法の講習も必要じゃなかろうかなというふうに思っております。

その滝の糸舞季のところは、担当課のほうから答えさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）滝の糸舞季につきましては、今、宮田議員のほうから言われましたように、清掃料ということで、やっぱり入場料の形でいただいておりますということで、本来でありましたらば、滝のほうも一緒に計上させていただきたかったんですけども、今、休業中ということでお客さんもいらっしやらないということでございまして、来年度あたりには予算の計上をさせていただくならというふうに思っております。

ただ、AEDにつきましては、観光施設だったり、スポーツ施設、そのようなところがございますけれども、今回初めてAEDのレンタルということで、今回計上させていただいたわけですけども、今後はレンタルだけではなく、ご存じでしょうけれども、自動販売機の中にもAEDが設置された部分もあるということでございますので、そういったやつについては、その施設の管理者あたりと相談していただきながら、AEDの活用をさせていただくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長が少し言葉を濁しましたけれども、課長から来年度そういった形でやっていこうと。何か、村長が、おら言わんけれどもおまえ言えというような形で振られたような経緯もありますけれども、まさに、白糸の滝、ほぼ夏場のシーズンということで、短いシーズン中ではありますけれども、非常にあそこは、水につからなければマイナスイオンもあり非常に涼しい場所であります。夏場の観光地としては最適の場所というところでございますけれども、何しろ水温が冷たいと、その分、心臓麻痺も起こしやすい。

何かあそこのオープンのとき、水着を着た女性が、マスコミのデモか何か知りませんが、あそこの中で水遊びしていた風景を撮られていたというのを記憶しております。わたしたちも子どものころからあそこに寒い思い

をしてつかって、唇の色がなくなったりして、すぐ上がらにゃいかんというような経験もしています。

非常に水が冷たい中に水遊びをさせる施設でもありますので、その辺も含めて、企画課長が来年、本年とは言わんでしたけれども、自動販売機を含めたところでやっていただければと思いますので、やるのかやらんかだけはちょっと言っておいてもらえますか。企画課長はやると言う、村長が、やっぱり（首を）こうしなる。ちょっと苦しいところがありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）担当課長のほうから、私に許可なしで来年予算措置をするという発言をしましたけれども、いろんなほかの施設もございますので、全体的に見て、どこを先にしなくちゃならないのか、そういったことも見ながら、来年が糸舞季じゃなくしていろんな施設もあわせて検討をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。（「もう一個だけ、よかですか」の声）

はい、最後にしてください。

○9番議員（宮田勝則君）これは住民課のところですね。障害者福祉費、平成25年度の県補助金の返還金ということで、上がっております6万6,000円ですね。

内容的に阿蘇圏域地域療育推進事業の県補助金の返還ということで、平成26年度のほうに返還金を計上してきたということなんですけれども、平成25年度中で精算が多分終わって、出納閉鎖のところまでに精算ができなかった事例なのかなとは思いますが、内容的にこの平成26年度の補正にまたがった経緯をちょっと説明願えませんか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）ただいまのご質問について、これ、阿蘇圏域地域療育推進事業、これが平成24年度、25年度が、輪番制で行っておりまして、西原村が一応当番ということで、平成26年度からは阿蘇市が当番いたします。

それで、平成25年度の補助金の交付決定が10月の下旬ごろなされておりまして、11月に260万円ほどはもう一応収納済みです。実績報告を行いましたのが、本年の4月25日に一応実績報告を出しておりますけれども、そのときに補助の基準額が当初の補助金交付決定よりも13万円ほど下回ったということで、その2分の1相当額が返還分が発生すると。

平成25年度で、県としては精算をしたいということでありました。それは、ただ、5月20日前後にその通知、連絡があったと。県内を全部取りまとめたところですね。熊本県では11の圏域があります。この圏域の中で減額が発生したところは阿蘇圏域だけということで、一つの圏域ですのですぐにでも

整理したいということでしたが、もう県としては出納整理期間が過ぎていきますので、会計室のほうが対応できないと。実績報告の日付の変更で、全11の圏域から全て出し直させなければいかんということもありまして、もう一週間、十日ではちょっと間に合わないということもあって、平成25年度での相殺は行わずに、平成26年度上半期での返還ということになったところです。

ほかの事業あたりの精算については、もうほとんど下半期での精算がほとんどなんですけど、これだけは一つの圏域しかなかったがため、今回早々と返還してくださいということになった次第です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

阿蘇全体でやって輪番制ということも、当然お話で出ましたので、わかりましたけれども、非常に、決算のときにどういう計上になるのだろうかといったこと、一般会計からこっち、平成26年度から出したということで、平成25年決算は100%そのまま補助金がありますので、使い切るという形なのか、それが平成26年度に、こっちに一般会計に繰り入れるのか、その辺がちょっとわからんところが、後の処理がどうなるのか、ちょっとわからんところですので、その辺の補足をちょっとお願いします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）会計上の処理としましては、今、財政係が決算統計の作業をやっておりますが、この、本来実額で6万7,000円の、過大にいただいている分と、これにつきましては、平成25年度の繰越金に最終的にはなりません。

ですから、平成25年度の最終的な繰越金になりますので、平成26年度へ繰り越す財源から、一般財源としての財源としての返還になってまいります。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第1号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第6、産業教育常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員長、山下一義君。

(産業教育常任委員長 山下一義君 登壇 報告)

○産業教育常任委員長(山下一義君)平成26年6月13日、西原村議会議長、坂梨公介様。

西原村議会産業教育常任委員会委員長、山下一義。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、陳情書受理番号2番。

陳情者、有限会社エステート西原代表取締役、山下茂則、その他陳情者一同。

件名、村営水道給水区域への編入に関する陳情について。

審査の結果、平成26年3月14日第1回定例会において産業教育常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、採択と決定しました。

採択に至りました経過を説明いたします。

3月議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても、審査、検討の必要があり、産業教育常任委員会付託になったところですが、委員会において、平成26年4月23日に常任委員会を開催しまして、土地所有者並びに関係各課と審議をしました。土地所有者からの要望を聞きまして、また、役場堤下線の道路改良工事も本年度から始まりますので、その改良事業と重ねて検討してもらいたいと思います。

このようなことで、産業教育常任委員会としましては、採択となりました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長(坂梨公介君)これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、西口義充君。

○4番議員(西口義充君)4番、西口です。

この採択に至りましては、委員長は大変なご苦勞をされたと思っております。

今回の分譲地の問題ですけれども、進入道路等の問題等もまだ片づいておりません。県道づたいでカーブがありまして、非常に危険なところの進入道路であります。そういう問題も片づいておりませんけれども、これは企画課長にお尋ねですけれども、今後、検討、お話し合いではどのように進めていくのか。今、どのような状況になっているのか、ちょっと報告をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのご質問でございますけれども、分譲地の中に三十有区画の分譲計画をされておりますエステートさんの図面を拝借いたしましたときに、9,800㎡ほどの面積になります分譲ということで、あと少しで1万を超えると。1万を超えますと都市計画法に基づいた届け出が必要でございますので、それに基づいて、県と、県の土木事務になりますけれども、協議をさせていただきました。

県のほうから、土木のほうから、今、進入路が、日産の跡地ということで、日産の進入路に8mの道路で進入路がついておったわけです。実際エステートさんの計画の中では、その2m分をよけて、そこにごみステーションあたりを設置するという計画が載っておったわけですがけれども、県との協議の中で、それはできないということで、8mの進入路をそのまま使ってくださいということで、エステートさんのほうに指導がっております。

特に県のほうは、道路の進入に対しまして、一般住宅ということでございますので、こちらにつきましては、そのまま8mの往来ができるような状態をそのまましてくださいということで、指導をさせていただいております。

それともう一つ、土木のほうから、これは別な問題ですがけれども、道路ではなく排水の問題ですがけれども、排水についても、将来的には、造成の中にはあれだけの面積、9,800㎡ありまして、その中に調整池もあるわけですがけれども、そのまま利用してくださいというご指摘の中で、エステートさんは動いていらっしゃると思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）内容的には大体わかりましたんですけれども、やはり道路は非常に危険なところに入出口があります。

あそこはカーブ地帯で、スピードを出してきたら、あの出入口はちょっと見えないような状況でございます。私も何回となく、あそこ、この問題がありましたので走らせていただきましたけれども、いつ事故が起きてもおかしくない状況になるんじゃないかなと思いますので、もう一つの進入道路等を考えて開発を進めていただけるように、企業さんのほうに早急に対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○4番議員（西口義充君）答弁をお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども面積を申し上げたわけです。9,800㎡ということで、都市計画法からちょっとのがれていらっしゃるけれども、道路を仮につくったり、後ろのほうとか、南側のほうの開発が進んでまいりますと、1万を超えるわけですので、当然ながら進入路あたりの指導については、県のほうに委ねられまして、県道と、今、協議をされておるわけです。

けれども、県道の管理者と。

当然ながら、村といたしましても、新しい村道だったり、今、中鶴の中の村道がございますけれども、そちらのほうにつないでいただくようにということの指導は一応しておりますけれども、それをつなぐと1万を超えるということで、一応本人さんは1万の中で、今、開発をされておりますので、もし、そういった形で、後ろの南のほうが開発が進んでいけば、県の都市計画法に基づいて指導は当然ながらしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

委員長は自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情書受理番号2番、村営水道給水区域への編入に関する陳情についてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号2番、村営水道給水区域への編入に関する陳情については、委員会審査報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7、発議第2号、西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって、発議第2号、西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第8、組合議会報告を行います。

組合議会から報告ございましたらお願いします。

9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

益城町、嘉島町、西原村の環境衛生施設組合から、熊本中央広域事務協議会の第1回の会議開催についてご報告いたします。

本年5月30日、甲佐町生涯学習センターで第1回目の本年度の会議が行われております。

本村よりの出席は、日置村長、坂梨議長、それと私が益城町のクリーンセンターから、それと、住民課長、片島課長のほうが出席しております。

主な会議の内容でございますけれども、平成26年度におきまして、冒頭より役員が益城町の町長選の改選に伴いまして、副会長が不在という形でスタートしております。そういった中で、新任として益城町の西村町長が副会長に就任されております。

議事の内容におきましては、平成25年度の事業報告決算について及び平成26年度、今年度のスケジュール、予算関係並びに10年後までのタイムスケジュールの中での先進地の研修予定ということで議題は上がっておりまして、全ての承認をもらっております。

御船町の選出の議員さんのほうから、火葬場の使用についての質疑が出ております。御船町の火葬場のほうが非常に老朽化しておるので、現状維持が非常に厳しいので、こういった対応をしてくるのかというお話の中で、答弁といたしましては、近隣の施設の利用ができるような委託契約の方向で当面対処したいというようなお話をされておられました。

直接本村には関係はいたしませんけれども、受け入れのほうは現在も少しやっている状況です。それが並行してそのまま延長されるであろうというふうに解釈してまいりました。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告がありました。何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第9、委員会報告を行います。

各委員会から報告ございましたらお願いします。

山下議員。

（産業教育常任委員長 山下一義君 登壇 報告）

○産業教育常任委員長（山下一義君）産業教育常任委員会、平成26年度研修報告。

今回、私たち産業教育常任委員会は、先月21日、22日の2日間に、鹿児島県の鹿児島市が独自に取り組んでいます都市農業センターと、対岸に位置する農畜産振興等、農家民宿等の先進地の錦江町を、私以下、5名で研修してまいりました。

1日目は、農家のために品種比較支援を行う農業センターへ、鹿児島市の都市農業センターは市中心より北西に12kmの位置にあり、標高180mで桜島を展望できる恵まれた自然環境の中でありました。

平成9年にオープンし、敷地約30ha、当時はバブル期で、農業関係出身の市長の発案で、約55億円の事業費、全額市の負担で完成していました。敷地30haの中には、農業研修ゾーン、市民農園ゾーン、ふれあいゾーンの3つがあり、中でも農業研修ゾーンでは、農家のための品種比較試験を市が独自に行い、野菜はここで種子会社と協働で試験を行い、また名前もついていないハウレンソウ、また、トウモロコシでも利益性から1株と2株の比較試験をされておられ、研修前の想像をはるかに越えていました。幾つも質問しましたが、企業秘密でまだ未発表の部分は答えていただけませんでした。

畜産に関しては、特に特産である黒毛和牛を市で購入し、農家に預託連携して、長期的展望に立って品種改良に取り組んでおられます。

市民農園ゾーンは約3haで、800区画を市民に貸し出し、20haを年3,600円で、敷地内通路もきちんと整備され、体の不自由な人にも作業しやすい規格でありました。共同用の農具、倉庫、休憩場、健康のための野菜づくりだけでなく、とった雑草や収穫後の枝葉は堆肥に連動してリサイクルでありました。ただ、多額の費用と年間の運営費用もかかるので、うらやましいですが、本村ですぐ取り組む事業ではないので活用できることを探っていきたいと思えます。

2日目は、農畜産の振興と農家民泊の取り組みについて研修いたしました。錦江町は、平成の大合併で2つの町が平成17年3月に合併して誕生した町で、当時は人口1万人だったが、現在は8,500人、人口減少に悩んでおられました。また、合併特例の交付金がまだ多額に交付されていて、予算執行だそうです。

今回の研修には、議長を初め3人の議員及び町執行部が対応していただきました。

錦江湾に接しているので、水産業も盛んですが、西原村と同じ農業と体験型民泊の分野を研修しました。火山灰土で米と露地、施設、花卉と、ほぼ似ていますが特産品で一部違いは、大根が桜島大根と千切り大根、甘藷が食用でなく、ほとんどが焼酎用、でんぷんの原料です。また、畜産が、主に和牛の繁殖経営である。台風常襲地域なために、米や葉たばこやビニールハウスに影響を及ぼすので、災害に強い営農体系や作物の選定等に苦心されてきました。高齢化や担い手の育成、集荷体制の整備等は、ほぼ同じ悩みでありました。

民泊については、近年の修学旅行ニーズに合った平和学習、農林漁業体験、環境、自然学習を、小・中・高校生を対象に体験できる民泊で、単価は旅行者が1人当たり1泊7,000円、受け入れ側が約5,500円、残りが中間での経費が相場のようなようです。

新幹線の全線開通に合わせて推進されて、錦江町ツーリズム協議会を立ち上げ、鹿児島駅から移動距離が長く温泉がなくても来ていただける仕組みづくりを行いながら、錦江町の自然や農業を生かした長期的に宿泊のできる農

家民泊を目指しておられたことに対して、共感をいたしました。受け入れが町単独でなく、近隣市町と連携されて取り組んでいるだけでなく、神川大滝公園、旗山神社、一枚岩でできている花瀬自然公園や、照葉樹の森周辺、多くの観光地があり、風物の大根ややぐらをライトアップしたりして、辺地ならではの工夫をされていて、その点は見習うべきところが多くあり、有意義な研修でありました。

以上で、産業教育常任委員会研修報告を終わります。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査の申し出について承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成26年第2回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

4 番議員 西 口 義 充

5 番議員 上 野 正 博

